

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 佐藤光紀				
年 月 日	平成 30 年 4 月 11 日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 年会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団 議長 川口正志氏			
年会費支払目的	情報収集し県政に役立てるため			
按分率の説明	すべて県の政策研究に役立てるため 100%充当			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深める。</p> <p>◆本会の活動頻度 総会及び研修会を兼ねた定例会議を年 4 回。必要に応じて臨時会議、役員会。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員</p> <p>人種問題等の情報を収集し県政に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	奈良ヒューライツ議員団年会費	10
	合計	30,000 円	(100%充当)	
備考	添付資料：奈良ヒューライツ議員団規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	平成30年4月7日(土)			
場所	生駒山麓公園			
会議名	第13回県政報告会			
相手方(人数)	地域住民34名			
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	・2月議会報告 【厚生委員会】 子宮頸がん及び小児がんの早期発見について 自殺対策について 他 【少子化対策・女性の活躍推進特別委員会】 児童虐待について 女性の就業率向上のための取組みについて 他 ・地域住民との質疑応答及び意見交換会 住民から寄せられた意見をもとにさまざまな問題を議会活動の中で提起していく			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	お茶代	3,412円	お茶 2ケース	9
	意見募集郵送代	1,394円	郵送代 82円×17	11
	合計	4,806円 (1/2按分=2,403円)		
備考	添付資料：報告会資料			

第13回 佐藤みつのり県政報告会

平成30年4月7日

生駒山麓公園

【厚生委員会において】

- ・奈良県国民健康保険財政化基金条例の一部を改正する条例について
→災害時の供出であるのに、通常と変わらぬ延滞利息に対して指摘
- ・奈良県医療施設耐震化促進基金条例を廃止する条例について
→未だ20%の施設が耐震化できていない点、残分についての計画を確認した。
- ・第3期奈良県食育推進計画の策定について
→計画は定まっているが、肝心の県施設内食堂・入院食への地元産食材の利用を確認…不採用であった。
※多額の予算を投じて県産食材を売り込んでいる割に、県施設内での利用は皆無…燈台下暗し!?
- ・なら健康長寿基本計画の変更について
→基幹計画である本計画のKPI・KGIを確認（特に定めていなかった）、加えて幸福度について提言した。
- ・里親支援事業（新案）→ネグレクト対策としての有効性を説き、関連付けを担当部署とも確認した。
- ・女性の起業支援について →前回での委員会において起業後の支援対策の不備を指摘、是正措置・補正が行われているかを確認した。
- ・介護のICT化について →医療分野と比べて遅れをとっており、早急に現場リサーチを行う必要性を説く。
- ・お薬手帳の普及啓発について →ジェネリックを進めるポスターや案内資料は作成されているが、肝心のお薬手帳についてのポスターや資料がない点を指摘、改善を求めた。
- ・e-MATCH 事業、実態としての救急搬送について
→通報から病院に搬送される時間に着目、救急車到着は早くなったが、救急車が現場で停車している時間が長い事、病院側での受入れ担当事務が専門職でない場合もあり、事情を聴取し改善策について討議を行った。
- ・ドクターヘリについて →県民の理解と普及啓発活動への予算の確認、少なすぎる。
- ・子宮頸がん及び、小児がんの早期発見について
→子宮頸がんの検診率の向上が必要な事、検診そのものが無い小児がんについてはどう早期発見するのか、担当部署と意見交換を行った。加えて小児がんについては医療計画・がん対策基本方針の新規内容を確認。
- ・次年度から策定される奈良県自殺対策計画書（案）について
→全国で自殺率が最も低い水準である奈良県、しかし日本そのものが世界水準では男性8位、女性は3位であるにも関わらず、本計画において全国対比はあるが世界対比はない・世代考察はあるが性別考察がない等の点を指摘、加えて未成年の自殺率は世界水準では1.2位を争う状況であり、計画書（案）として討議した。
- ・パブリックコメントの実施状況について →実態の確認、単なる校閲的指摘については改善を求めた。
- ・新・奈良県総合医療センターへのアクセス路としての第2阪奈有料道路のNEXCO移管について →裏面

【少子化対策・女性の活躍促進特別委員会】

- ・女性活躍促進TOPフォーラム・女性の就業率向上のための取組みについて
→県内事業者を優先し、県外事業者への声掛けをしなかった点を指摘。加えて県事情より県内求職者のニーズにあった支援対策を行い、就業者数目標を設定して10年以上続いている全国最下位からの脱却案を提示。
- ・男性保育士について、子育て支援員について、デートDV対策について、ネグレクト・児童虐待について、同伴児童へDV対策について、女性センターの名称・運営方針変更について等の委員会討論を行いました。

以上の項目を県民目線で質疑・討論を行って参りました。（佐藤がお席を巡回致しますのでお尋ね下さい）

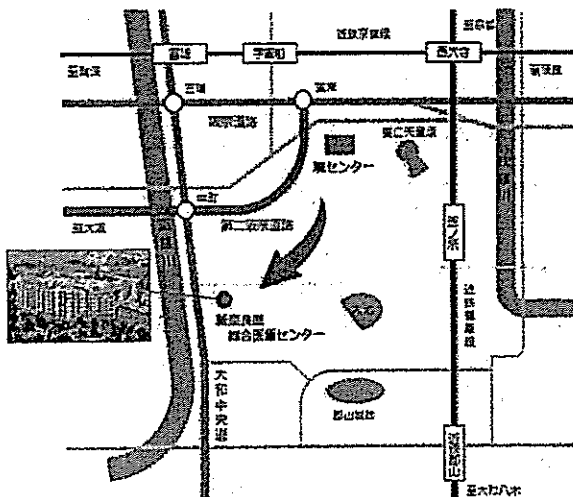
【県政トピックス…いよいよ、県立総合医療センターが5月1日から移転・稼働！しかし、それとは別に…】



前回、一般質問で病院機構の累積欠損金が雪だるま式に増え続けている事を質疑して参りましたが、今回は新・総合医療センターに対しては純粋に期待し、今後の運営に注目しつつ見守って参りたいと思います。

しかし、余り語られませんが第二阪奈有料道路のネクスコ移管が進められている視点から考察して参ります。内容としては通行料金徴収を30年から40年に10年延ばした上、164億円の権利を放棄して（議題118・119号）、ネクスコに移管されます。悪意のある言い方かもしれませんが、その見方をしても、今後の維持管理費を見込むと県民にとって有益であると判断し2月議会にて承諾されましたが、下記、3点をつっ込んで参りました。

- ① 宝来-中町間では降口が存在しない（ニーズ増大による中町降口の新設を検討する必要性）
- ② 奈良市中央部からは既に渋滞が絶えない下図○部：阪奈道路・学園前インターが最短経路となる。
- ③ 生駒市・生駒郡から最短経路となる小瀬-中町間の料金はこれまでと変わらず1区260円である事。
※生駒市・平群町方面からは矢田丘陵が横たわっており、やはり三碓か学園前インター経路となる。



・ネクスコとの協議は県土マネジメント部が担っていますが、（医療政策部は新病院建設・運営を担う）
→県土マネジメント部として病院移転後の第二阪奈小瀬-中町、宝来-中町間の通行量の推測・考察を行ったか
→療政策部は県土マネジメント部へ運営の観点から、①②③の部門間協議を行ったか
→上記2点を県交渉担当はネクスコとの移管協議の際、協議もしくは要望として伝えたか
この問いに対していずれも行っていない事が明らかとなりました。



同会派・清水県議（建設委員会）とも事前に協議を行い、佐藤は所管の厚生委員会において上記問題・課題点を医療政策部（病院マネジメント課）へ指摘、正式に交渉部署である県土マネジメント部へ伝え、同時に清水県議より所管の建設委員会において質疑を行って頂きました。行政で覆ってしまう縦割りでの見落としでした。後日、懸念されている学園前インターから中町へと下見を行って参りましたが、現時点でいつも通り自然渋滞でした。これらの課題・問題点については病院移転後に、もう少し詳しく継続した調査を行います。

…4月1日付けで医療政策部は福祉部門と統合され、福祉医療部となりました。

第11号様式の9 (第5条関係)

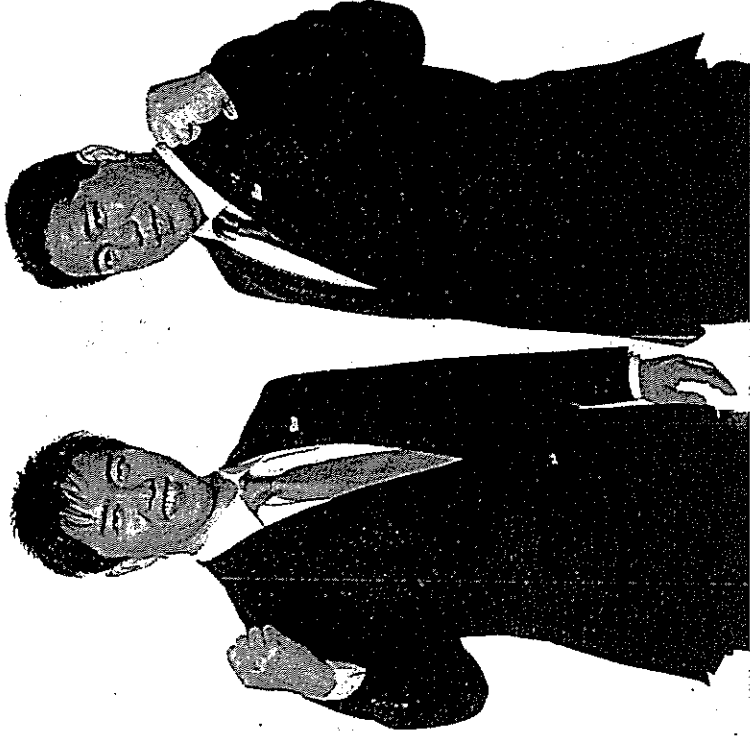
<p style="text-align: center;">政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)</p> <p style="text-align: right;">会派・議員名 佐藤光紀</p>				
年 月 日	平成 30 年 7 月 29 日 (日)			
場所	芸術会館 美楽来 (生駒市)			
会議名	第 14 回県政報告会			
相手方 (人数)	地域住民 36 名 議員 1 名			
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会			
内容、結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月議会報告 (一般質問を終えて) ・ 県政報告 ・ 維新の動向 ・ 意見交換 			
※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	議会報告や活動報告をすることにより、住民に奈良県の現状と自身の活動を理解してもらう。また質疑応答において、住民の意見を取り入れ、今後の県政に生かしていく。			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	郵送代	7,052 円	案内郵送代 82 円×86	73
	お茶代	3,240 円	お茶 2 ケース	91
	会場費	4,120 円	芸術会館 美楽来セミナー室 2・3	94
	意見募集郵送代	2,050 円	郵送代 82 円×25	99
	合計	16,462 円 (1/2 按分=8,231 円)		
備考	添付資料：報告会資料			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

第14回
奈良県議会議員 佐藤みつのり 県政報告会

式次第

- 県政報告 一般質問を終えて 議会報告
- 活動報告 維新の動向について

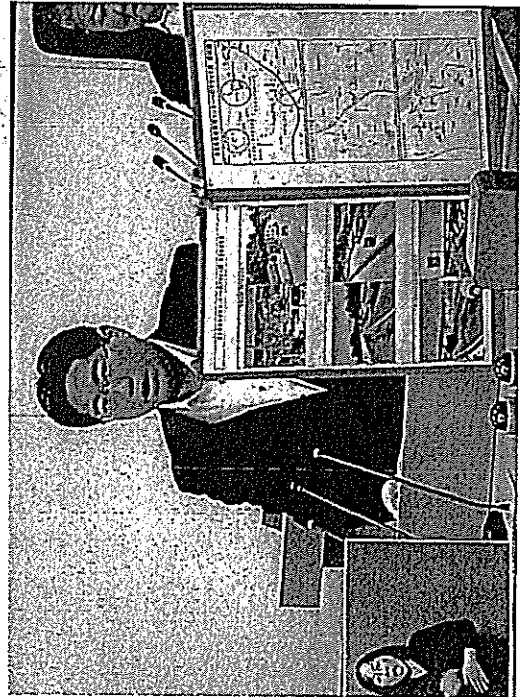


平成30年7月29日(日) 13:30～15:30

会場: 生駒市芸術会館 美楽来

6月議会 一般質問 6月26日

- ◆ 第二阪奈有料道路から
奈良県総合医療センター等へのアクセスについて
- ◆ 奈良県自殺対策計画について
- ◆ 県立高等学校適正化実施計画(案)について



上記3点について
一括質問形式により
一般質問を行いました。

第二阪奈有料道路から奈良県総合医療センター等へのアクセスについて②

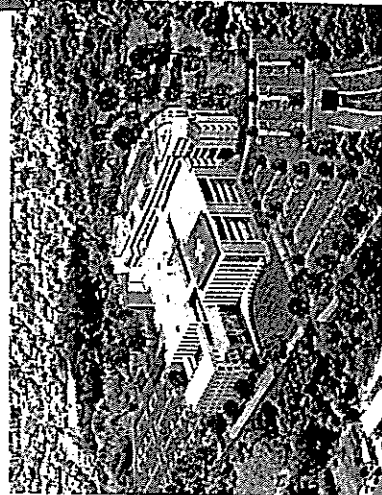
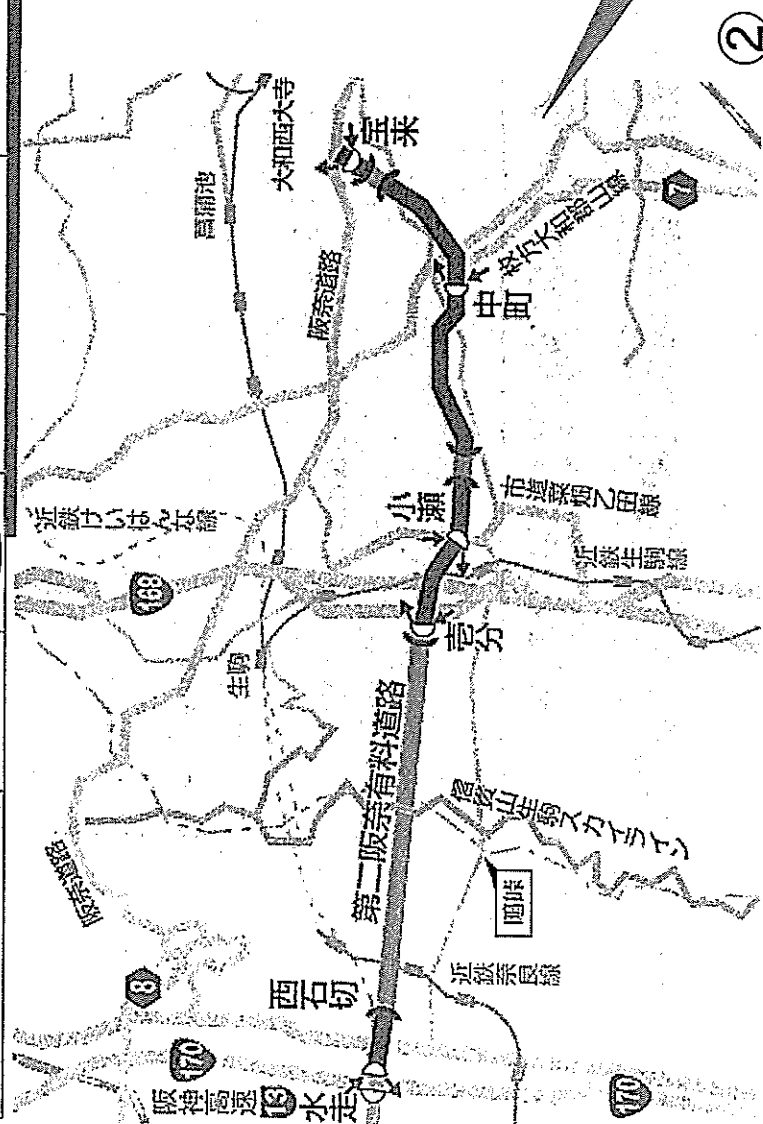
通行料金 (円)

車種区分	車種区分について(PDF 20KB)				障がい者割引について	
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大型車	特大型車
西石切⇨中町・宝来	670	820	980	1,390	2,370	2,370
西石切⇨香分	510	620	720	1,030	1,700	1,700
小瀬⇨中町・宝来	210	260	310	410	720	720

移管後は460円に
値上げ予定!

激変緩和措置
により260円
を維持

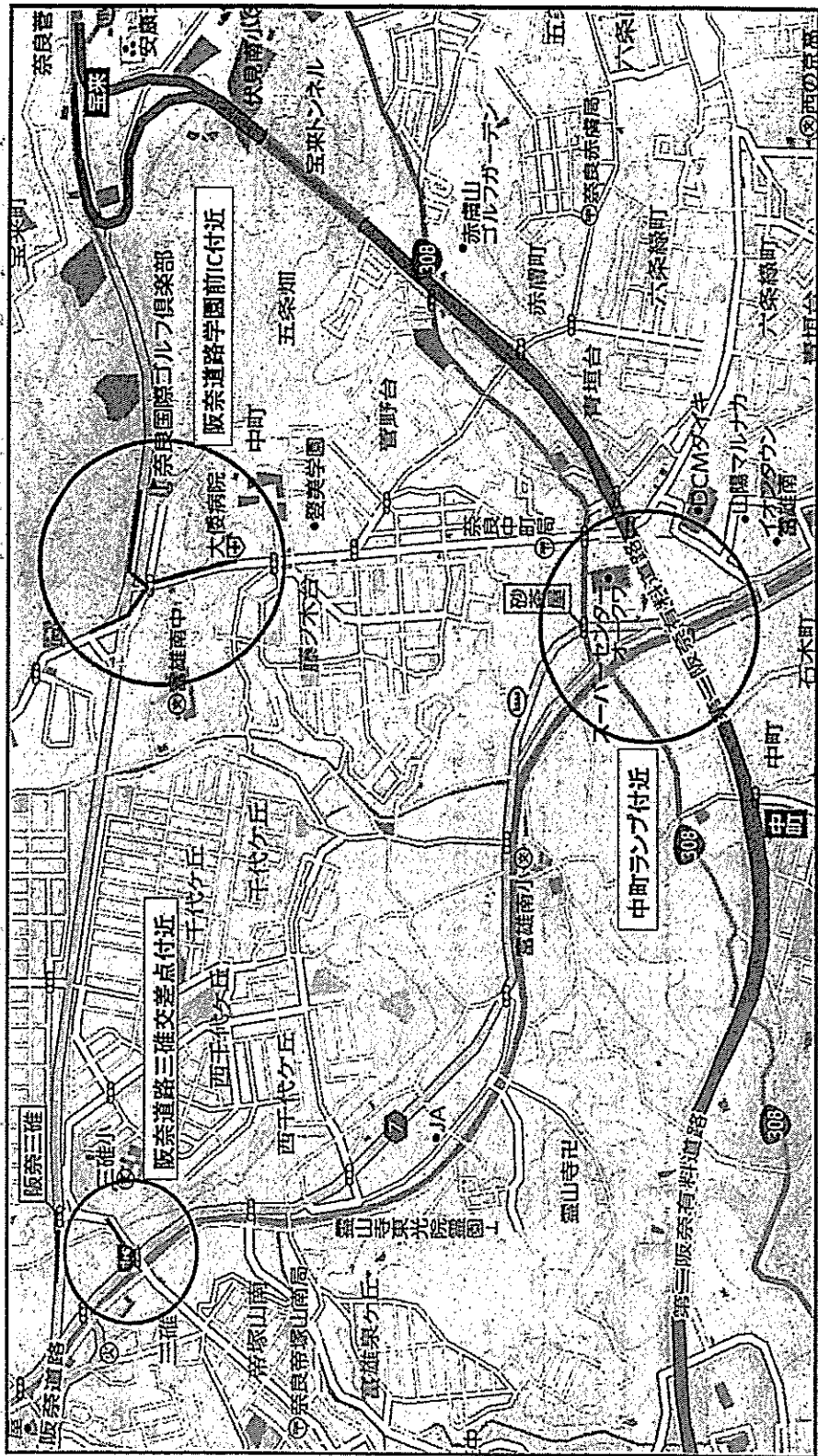
期間はいつまで?



新 奈良県総合医療センター

第二阪奈有料道路から奈良県総合医療センター等へのアクセスについて③

奈良県総合医療センターへのアクセス路 概略図



③

奈良県の自殺対策計画について③

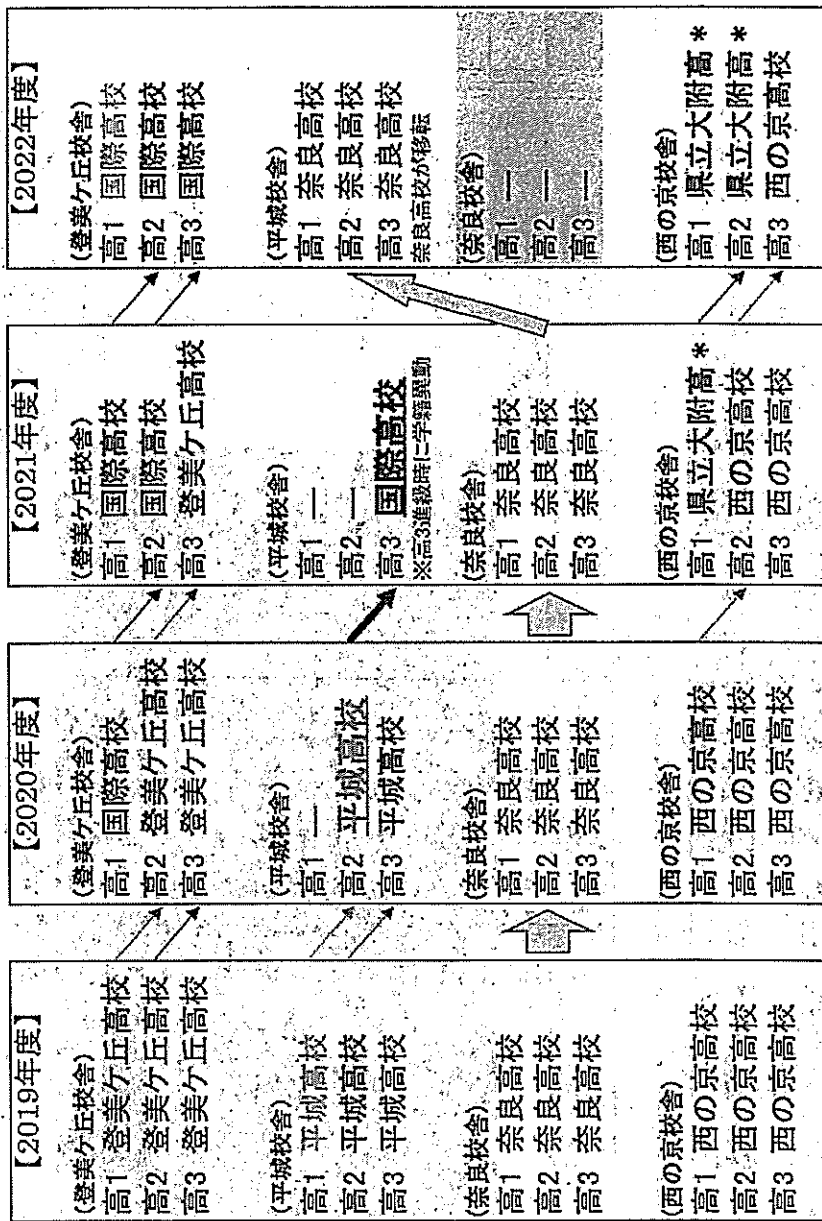
平成27年 年代別死亡原因順位トップ3

総数			
年齢階層	第1位	第2位	第3位
10～14	悪性新生物	不慮の事故	不慮の事故
15～19	悪性新生物	不慮の事故	悪性新生物
20～24	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
25～29	悪性新生物	悪性新生物	不慮の事故
30～34	悪性新生物	悪性新生物	不慮の事故
35～39	悪性新生物	悪性新生物	心疾患
40～44	悪性新生物		心疾患
45～49	悪性新生物		心疾患
50～54	悪性新生物	心疾患	
55～59	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
60～64	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患

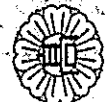
県立高等学校適正化実施計画(案)について②

「県立高等学校適正化実施計画(案)」

【登美ヶ丘高校】・【平城高校】・【奈良高校】・【西の京高校】について ※国際高校・県立大附高は仮称



校章



校章



校章



校章



現：登美ヶ丘高校舎



現：平城高校舎



現：奈良高校舎



現：西の京高校舎

* (仮称) 奈良県立大附高

在校生、卒業生、新入生の当事者の気持ちを含んだ計画の策定を求め、行政都合で現場を無視した再編は認められない

5 については、奈良県立大学と奈良県教育委員会からなる協議会にて今後決定。

議員定数等検討委員会②

奈良県選挙区別選挙人名簿登録者数

市町村	議員定数	選挙人名簿登録者数	議員一人当たり登録者数
奈良市・山添村	11	307,550	27,959
橿原市・高市郡	4	113,869	28,467
生駒市	4	98,744	24,686
北葛城郡	3	83,294	27,765
大和郡山市	3	73,961	24,654
生駒郡	3→2	65,967	32,984
香芝市	2	63,342	31,671
大和高田市	2	57,056	28,528
天理市	2	54,227	27,114
桜井市	2	48,912	24,456
磯城郡	2	40,458	20,229
吉野郡	2	37,064	18,532
宇陀市・宇陀郡	1	30,310	30,310
葛城市	1	30,214	30,214
五條市	1	27,252	27,252
御所市	1	23,449	23,449
合計	43	1,155,669	428,269

全16選挙区 名簿登録者順【平成30年3月1日現在】

16選挙区 43人

⑥

生駒郡 (平群・三郷・斑鳩・安堵)

人口 76,498人

(推計人口奈良県HPより平成30年6月現在)

県議会議員定数 3名

香芝市

香芝市

人口 78,457人

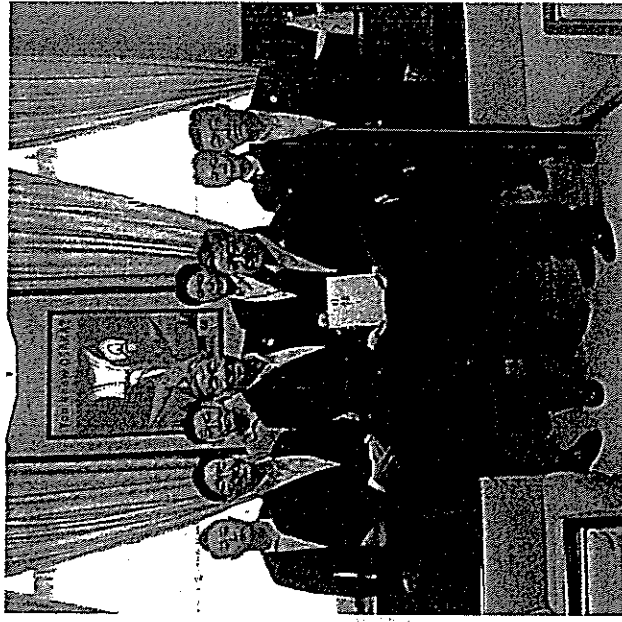
(推計人口奈良県HPより平成30年6月現在)

県議会議員定数 2名

香芝市の議員定数は2香芝市よりも人口の少ない生駒郡の議員定数は3という逆転状態となっている。

総定数が44から43へ12年ぶりに定数1削減

活動報告



大阪府知事
松井一郎様

日本維新の会
奈良県議会議員団

平成三十年七月十日

右大阪府北部地震義援金
として贈りいたします

金壹百五十萬圓也

目録

日本維新の会・奈良県議議員4名から大阪府北部地震義援金として150万円を大阪府副知事にお渡しさせて頂きました。
これまで人事院勧告で引き上げられ続けてきた期末手当上昇分を奈良地方事務局に供託を続けてきました。
供託し続けてきた結果の義援金の結果の義援金である事に対して党としての評価と知事としての感謝の意を賜りました。

これぞ身を切る改革！！ 実践実行！！

第11号様式の9 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)				
会派・議員名 佐藤光紀				
年月日	平成30年10月28日(日)			
場所	生駒市コミュニティセンター			
会議名	第15回県政報告会			
相手方(人数)	地域住民37名 議員5名			
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会			
内容、結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・9月議会報告(一般質問を終えて) ・県政報告 ・意見交換 			
※会議・意見交換会開催の効果 を明記のこと	議会報告や活動報告をすることにより、住民に奈良県の現状と自身の活動を理解してもらう。また質疑応答において、住民の意見を取り入れ、今後の県政に生かしていく。			
開催に要した 経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	郵送代	7,626 円	案内郵送代 82 円×93	143
	お茶代	4,860 円	お茶 3 ケース	156
	会場費	3,500 円	生駒市 コミュニティセンター401	161
	意見募集郵送代	2,218 円	郵送代 82 円×24 250 円×1	171
合計	18,204 円	(1/2 按分=9,102 円)		
備考	添付資料：報告会資料			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

第15回 奈良県議会議員 佐藤みつのり 県政報告会

式次第

- 1.開会挨拶
- 2.来賓紹介……各議員より皆様へ
- 3.県政報告……一般質問を終えて
- 4.活動報告……直近3カ月の報告
- 5.質疑応答



日本維新の会

奈良県総支部

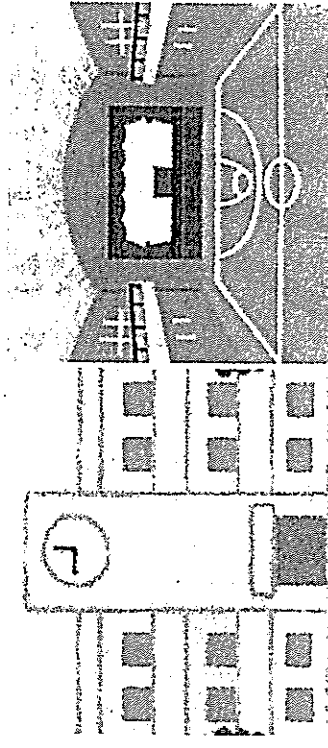
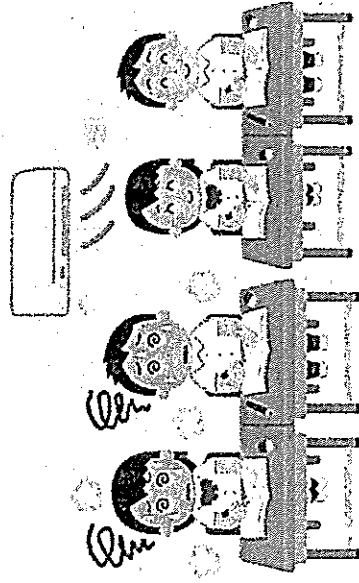
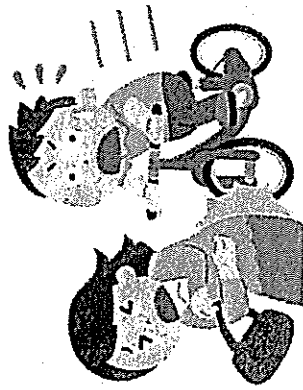
平成30年10月28日(日) 13:30～15:30

会場:生駒市コミュニティセンター[セイセイビル]



9月議会 一般質問 9月25日

- ◆ 自転車保険義務化について
- ◆ 県の熱中症対策と避難所運営についての課題について
- ◆ 学校施設（建物・設備）について



6月議会に続き、9月議会では上記3点について一般質問を行いました。

自転車保険の義務化について

事業者(個人事業主含む)の皆様へ

STEP.1

平成19年10月
都道府県としてはじめた京都市が
「自転車の安全な利用の促進に関する条例」を制定



STEP.2

平成29年10月1日
事業者及び自転車貸出業者の保険への加入義務等



STEP.3




平成30年4月1日
自転車を利用する者及び保護者の保険への加入義務
及び加入促進のための努力義務

STEP.2

事業者向け保険に加入してください。

ご注意ください！業務中の自転車事故は、個人で入っている
保険(個人賠償責任保険等)では補償の対象外となります！

個人賠償責任保険の補償範囲と、施設賠償責任保険の補償範囲は、異なります
従業員が業務中に自転車を使う場合は、施設賠償責任保険等への加入による備えが必要です

朝	昼	夕
 <p>個人生活にかける保険 (従業員が加入)</p> <p>従業員が加入</p> <p>例: 通勤中の事故 従業員が自転車で通勤中に 歩行者と衝突し、怪我を負った</p>	 <p>事業活動にかける保険 (事業者が加入)</p> <p>事業者が加入</p> <p>例: 業務中の自転車事故 従業員が自転車で業務中に 歩行者と衝突し、怪我を負った</p>	 <p>個人生活にかける保険 (従業員が加入)</p> <p>従業員が加入</p> <p>例: 通勤途中の事故 従業員が自転車で通勤中に 歩行者と衝突し、怪我を負った</p>

県の熱中症対策と避難所運営についての課題について

熱中症とWBGTの関係

WBGT (°C)	気温 (°C)	湿度 (%)	熱環境
31	36	50	運動(原則中止)
28	30	65	注意 激しい運動は中止 (激しい運動は中止)
			警戒 (積極的に休息)
			注意 (積極的に水分補給)
			ほぼ安全 (適宜水分補給)

WBGT31°C以上では、皮膚湿り気温の方が高くなるので体から熱を逃すことができない。特別の場合以外は運動は中止する。

WBGT28°C以上では、熱中症の危険が高いので激しい運動や持久走などの体温が上昇しやすい運動は避ける。体方の低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止する。

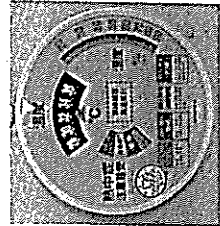
WBGT25°C以上では、熱中症の危険が増すので積極的に休息を取り水分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。

WBGT21°C以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに運動の間際に積極的に水を飲むようにする。

WBGT1°C以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分の補給は必要である市民マラソンなどでは予めの条件でも熱中症が発生するので注意する。

理事者答弁

WBGTを活用しきれしていない、推進活動を見直す。フォーラム等を活用してより具体的な活動を行うように努力する。



質問要旨

(1) 本年度の暑さは災害ともいえる酷暑であったが、熱中症対策として最も重要かつ有効な指標であるWBGT(暑さ指数)を県としては有効に活用できていたのか伺いたい。

WBGT値と気温・相対湿度の早見表

WBGT値	相対湿度(%)																WBGT値
	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	
40	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	29
39	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	28
38	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	27	
37	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	26	
36	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	25	
35	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	24	
34	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	23	
33	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	22	
32	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	21	
31	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	20	
30	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	19	
29	21	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	18	
28	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	17	
27	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	16	
26	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	15	
25	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	14	
24	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	13	
23	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	12	
22	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	11	
21	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	10	

気温(°C) [乾球温度]

WBGT値 25°C未満 25°C~28°C 28°C~31°C 31°C以上

警戒 危険

注意 危険

ほぼ安全

ほぼ安全

県の熱中症対策と避難所運営についての課題について

質問要旨

災害時、夏場の避難所の避難所(体育館)における空調設備を導入し避難所のQOLを向上させるべきと考えますがどうか。

理事者答弁

幅広い取扱い事業者との協定締結を更に検討し、継続して県・避難所運営マニユアル(ガイドライン)の見直しを行う。

埼玉県では避難所で空調設備の応急対策が必要な市町村について、一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会から支援を受けられるよう協定を締結している

■災害時の流れ



■空調機器の提供(有償) メンテナンス費込

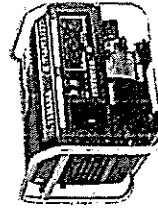
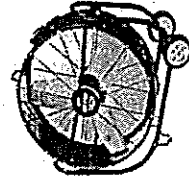
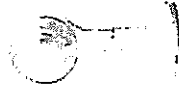
家庭用扇風機

業務用扇風機

スポットエアコン

パッケージエアコン

移動式発電機



学校施設(建物・設備)について

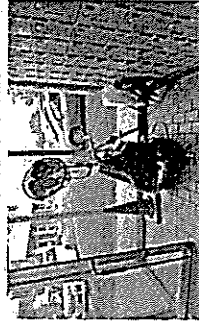
質問要旨

体育館にも空調設備の導入を推進していくべきであり、避難所として利用される体育館の耐震状況についてはどうか。

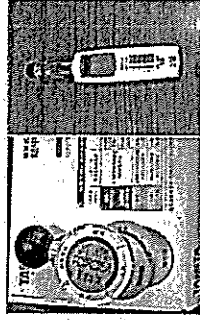
また、老朽化が進んでいる県立高校の建物・設備について、機能を維持・向上させる為の修繕計画の内容はどうか。



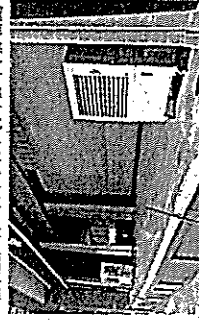
WAGT11 (小学校・中学校・高校)



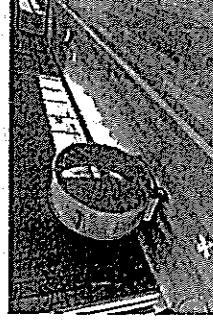
三木ト南風機 (小学校)



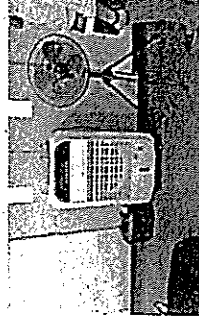
熱中症用 (クーラータイプ) (小学校・中学校・高校)



冷風機 (高校)



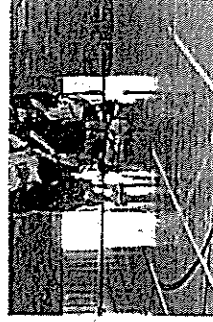
大型送風機 (高校)



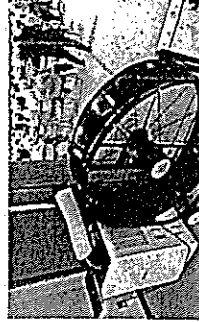
冷風機と扇風機 (高校)



体育館の天井注意!



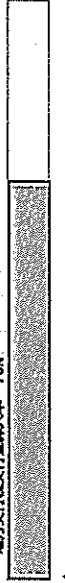
大型扇風機に虫が舞っている様子



高校文化祭当日 体育館にてエアコン・扇風機

追加指摘事項

地方交付税交付金購入費 70%



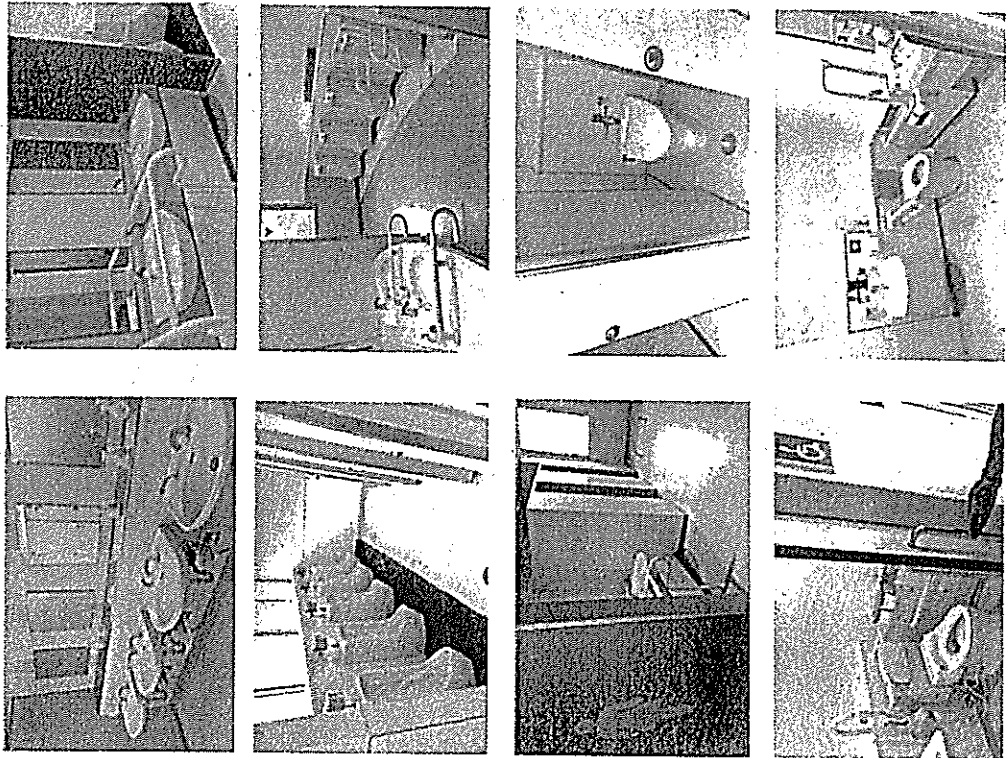
市負担 30%・国負担 70%

緊急防災・減災対策費＝地方交付税率 100%

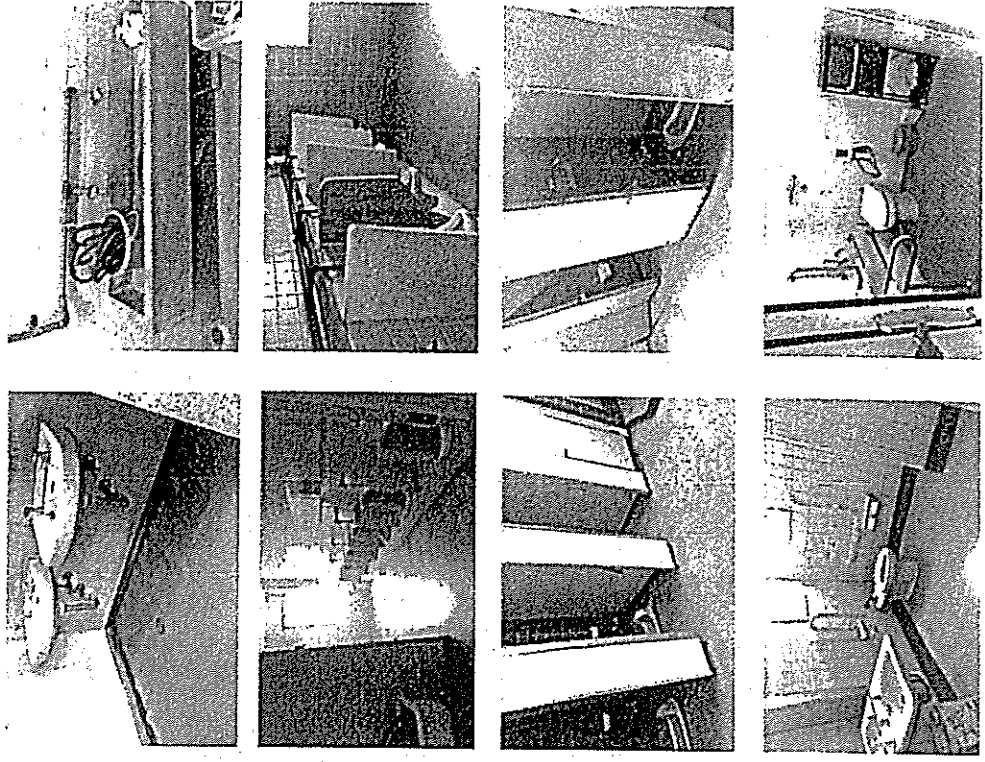
県下学校施設の長寿命化計画は平成32年度までに策定すれば良いが、【緊急防災・減災事業債制度】の使用期限は同じく平成32年迄なので耐震化等の対応は計画策定より先行して行う必要性を指摘した。

学校施設(建物・設備)について

生駒市立小・中学校



県立高等学校



WC設備
 ことなにも
 違いが！

問題は水準です！

県立学校：機能維持
 市立学校：機能向上

学校施設(建物・設備)について

登美ヶ丘高等学校 【創立30周年を迎え、育友会寄贈により1F応接部WC設備が改修された】

→ただ、予算の都合もあり男子WCは手洗い部のみ改修対象となった...

女子トイレ



男子トイレ



問題提議

学校施設のWC工事(機能向上)は育友会で担うべきものか、市では公費で担うべきものか、市では公費で県では育友会負担なのか。エアコン設置も以前は育友会負担が当然という有様であった。

【学校施設の管理監督は市教育委員会・県教育委員会→文部科学省となっている】
今一度問う！予算の優先順位、そして配分がおかしい！

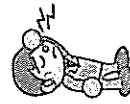
学校施設(建物・設備)について

理事者答弁

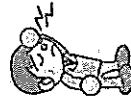
体育館の空調導入は本県においても無く、今後の課題と認識している。耐震状況はご指摘通り、非構造部材の耐震性は全国水準と比べても非常に低く、対応は急務と考えている。現在、専門家による各学校の施設状況の確認を行い、長寿命化計画を策定し、対応をしていく予定。

【普通教室における空調設置率】
 小中学校: 77.4%、高等学校: 68.3%
 特別支援学校: 99.4%

【特別教室を含む教室全体での空調設置率】
 小中学校: 18.4%、高等学校: 48.7%
 特別支援学校: 96.8%



県下公立小・中・高校の体育館、空調整備率はほぼ0%！
 全教室に空調を入れるとしているが体育館だけは今後もほぼ0%！



【非構造部材(天井・バスケットゴール・照明等)の耐震化がなされていない割合】
 県下小中学校: 73.1%・・・全国平均24.5% ☎大丈夫か？避難所としても？
 県立高等学校: 15.2% →結構出来る言うのなら、奈良高は何故あの有様なのか？

高校再編についての議案に関して

- ①【議題81号】 奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例
- ②【議第89号】 県立高等学校適正化実施計画の変更について
- ③【請願8号】 奈良県立奈良高等学校の主要建物について地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願書
- ④【請願9号】 奈良県立平城高等学校の存続等に関する請願書

上記2点については **反対**

上記2点については **賛成**

【文教くらし委員長報告】

- ①・② 議題八十一号及び議題八十九号につきましては、日本維新の会委員から、平城高校の開校をめぐって、地元住民の方々の思いをくみ取って反対するとの意見の開陳があり、...(一部抜粋)
- ③・④ 日本維新の会委員から、請願第八号につきましては、生徒や教職員の安全確保は大切であるとの理由により、請願第九号につきましては、地元の議員として関係者の思いをくんで賛成するとの意見の開陳がありました。(一部抜粋)

奈良県立高等学校再編計画になぜ反対したのか。

1. 奈良高校耐震化の問題

→なぜ、県立高等学校の中で最高位校の施設・設備等の水準が最も低い状態だったのか。

→なぜ、県立高等学校の中で最高位校が移転しなければならなかったのか。

☞耐震基準を大きく下回る結果を知らずに対応しないのは子供の【守られる権利】を侵害してはいないか！

2. 平城高校はどうして閉校されなければいけなかったのか

①地理的に比較的近い ②比較的新しい ③校舎規模(教室数等)が奈良高と同等

3. 登美ヶ丘高(国際高校)・西の京高(県立大学付属高校)が名称変更が出来ない理由とは。

①県立登美ヶ丘国際高校、県立大学付属西の京高校とできない理由は実は同じ理由。

☞当初、県立高円高校は県立芸術高校としていたが、県立高円芸術高校と改められた理由。

☞直前に奈良学園登美ヶ丘高等学校が存在しており、私学でも地域性を尊重しているが...できない理由。

②6月議会時に指摘した平城高校最後の入学生が最初の国際高校卒業生となる本当の理由。

→現時点、改められて平城高校最後の入学生は最後の平城高校卒業生となる見込みだが...

※そもそもどうして、最初にこの様な計画を出していたのかにご注目。そこに本当の理由が隠れている...

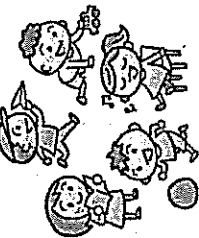
4. 平城・登美ヶ丘・西の京高校に議決前に議決前に教育長が各学校に訪問しているが...手順が真逆。

→渦中の平城高校に対して、議決前日の10月4日に訪問している。※議決は10月5日...

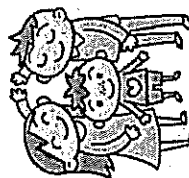
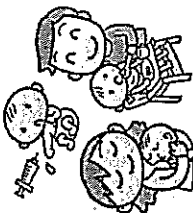
☞在校生に対する説明が最初に行われるべき、子供の【参加する権利】を侵害してはいないか！

unicef

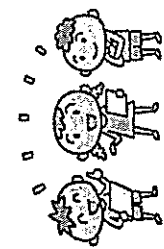
育つ権利



生きる権利



守られる権利



参加する権利

子どもの権利条約に
日本は1994年に批准

最終的な判断は子どもの主体的権利が侵されたとして、賛成には至らず佐藤には再編計画に反対を致しました。

活動アルバム

佐藤みつのり【奈良県議会議員】
 「厚生委員会」常任委員
 「少子化対策・女性の活躍促進 特別委員会」委員長



日々の活動を facebook twitter HP
 で発信しております！

詳細は

佐藤みつのり

検索

活動報告

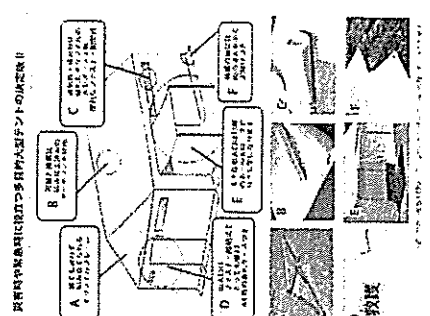
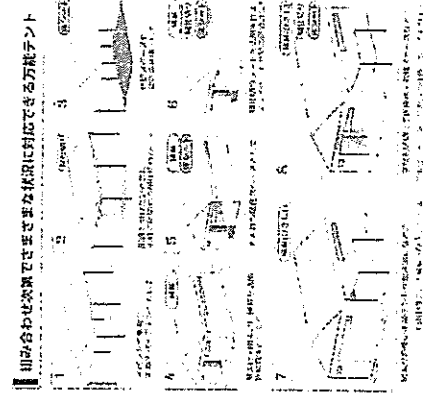
東松ヶ丘 自主防災会物資担当部長として

非常食・防災備品を購入

東松ヶ丘自主防災会_備前食品等_H30年度購入リスト

15,500円×240本	22,000円×60本	37ルツワ一袋(白飯)×50袋	47ルツワ一袋(12食)×108袋	缶詰(6食)×70食	缶詰(4食)×40食	アサギ汁×50食	御かんぱん×72箱→追加併せて20箱	御かんぱん×48箱(追加購入)	御ビスコ×30食入30箱→800枚	御ビスコ×5食入60箱→300枚	御サクマドロッツ×50枚	御サクマドロッツ×30食入30箱→800枚	御トイレットペーパー×2セット	御トイレットペーパー×2000回分	御おたけな×1セット	御おたけな×108×2セット	御サクマドロッツ×50枚	御ビスコ×30食入30箱→800枚	御トイレットペーパー×2セット	御おたけな×108×2セット	御サクマドロッツ×50枚	御ビスコ×30食入30箱→800枚	御トイレットペーパー×2セット	御おたけな×108×2セット	
24,900	12,880	11,300	34,471	11,030	21,500	13,500	16,783	10,682	24,900	12,880	11,300	34,471	11,030	21,500	13,500	16,783	24,900	12,880	11,300	34,471	11,030	21,500	13,500	16,783	24,900
3,720,000	1,726,800	1,283,000	4,720,800	1,222,100	450,500	180,000	280,000	110,400	2,484,000	1,286,400	128,300	472,080	248,400	450,500	180,000	280,000	2,484,000	1,286,400	1,283,000	4,720,800	1,222,100	450,500	180,000	280,000	110,400

防災テントを購入



東松ヶ丘自主防災会 備前食品等 H30年度購入リスト

1. 非常食 (缶詰) × 70食

2. 非常食 (アサギ汁) × 50食

3. 非常食 (おたけな) × 40食

4. 非常食 (ビスコ) × 30食

5. 非常食 (サクマドロッツ) × 20食

6. 非常食 (トイレットペーパー) × 2セット

市関連の補助金を活用

県関連の助成金を活用



生駒市長 こむらさき雅史・2018/10/17
 返信先: @mitsunori_satoさん
 佐藤県議、防災士の視点から地域で先駆的な
 取り組みを進めていただきありがとうございます。
 当時の支援も活用、紹介いただき感謝です。

【購入明細】

15,500円×240本	22,000円×60本	37ルツワ一袋(白飯)×50袋	47ルツワ一袋(12食)×108袋	缶詰(6食)×70食	缶詰(4食)×40食	アサギ汁×50食	御かんぱん×72箱→追加併せて20箱	御かんぱん×48箱(追加購入)	御ビスコ×30食入30箱→800枚	御ビスコ×5食入60箱→300枚	御サクマドロッツ×50枚	御サクマドロッツ×30食入30箱→800枚	御トイレットペーパー×2セット	御トイレットペーパー×2000回分	御おたけな×1セット	御おたけな×108×2セット	御サクマドロッツ×50枚	御ビスコ×30食入30箱→800枚	御トイレットペーパー×2セット	御おたけな×108×2セット	御サクマドロッツ×50枚	御ビスコ×30食入30箱→800枚	御トイレットペーパー×2セット	御おたけな×108×2セット	
24,900	12,880	11,300	34,471	11,030	21,500	13,500	16,783	10,682	24,900	12,880	11,300	34,471	11,030	21,500	13,500	16,783	24,900	12,880	11,300	34,471	11,030	21,500	13,500	16,783	24,900
3,720,000	1,726,800	1,283,000	4,720,800	1,222,100	450,500	180,000	280,000	110,400	2,484,000	1,286,400	128,300	472,080	248,400	450,500	180,000	280,000	2,484,000	1,286,400	1,283,000	4,720,800	1,222,100	450,500	180,000	280,000	110,400

東松ヶ丘自治会

東松ヶ丘自治会

第11号様式の9 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)				
会派・議員名 佐藤光紀				
年 月 日	平成 31 年 2 月 3 日			
場所	芸術会館 美楽来 (生駒市)			
会議名	第 16 回県政報告会			
相手方 (人数)	地域住民 68 名 議員 2 名			
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月議会報告 (代表質問を終えて) ・ 県政報告 ・ 地方統一選に向けて ・ 意見交換 <p>県政報告や活動報告により住民に奈良県の現状と自身の活動を理解してもらう。また質疑応答において住民の意見を取り入れ、今後の県政に生かしていく。</p>			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	ちらし代	5,220 円	第 16 回県政報告会ちらし 1,000 部	229
	ちらし代	7,890 円	第 16 回県政報告会ちらし 2,000 部	231
	郵送代	75,162 円	案内郵送代 82 円×21 72 円×1020	236
	郵送代	410 円	案内郵送代 82 円×5	247
	お茶代	6,480 円	お茶 4 ケース	249
	郵送代	410 円	案内郵送代 82 円×5	259
	会場費	6,180 円	芸術会館 美楽来セミナー室 2・3・4	266
	郵送代	4,018 円	意見募集郵送代 82 円×49	272
	郵送代	164 円	意見募集郵送代 82 円×2	273
合計	105,934 円 (1/2 按分 = 52,967 円)			
備考	添付資料：報告会ちらし、資料			

注 会議の次第や資料等を添付してください。



奈良県議会議員

佐藤みつのり

奈良県議団
日本維新の会は4人で
より組織的に展開中!!

- 「少子化対策・女性の活躍促進 特別委員会」委員長
- 「厚生委員会」常任委員



第16回 県政報告会のご案内

2月3日(日) 13:30~15:30

会場: 芸術会館 美楽来

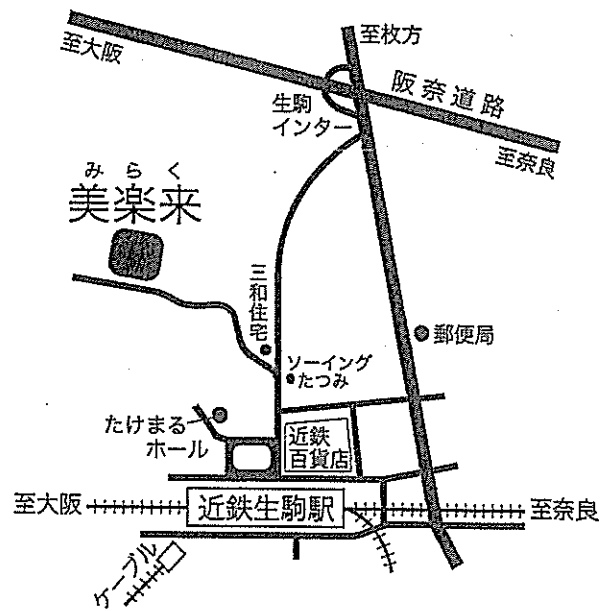
直接お話ししましょう!
ぜひご来場ください!

●奈良県議会報告(代表質問) ●統一地方選挙に向けて

来賓にスペシャルゲスト来る!



会場: 芸術会館 美楽来 地図



生駒市西松ヶ丘2番20号 TEL0743-74-1101

駐車場に限りがありますので、なるべく公共機関をご利用下さい。

発行責任者 佐藤みつのり



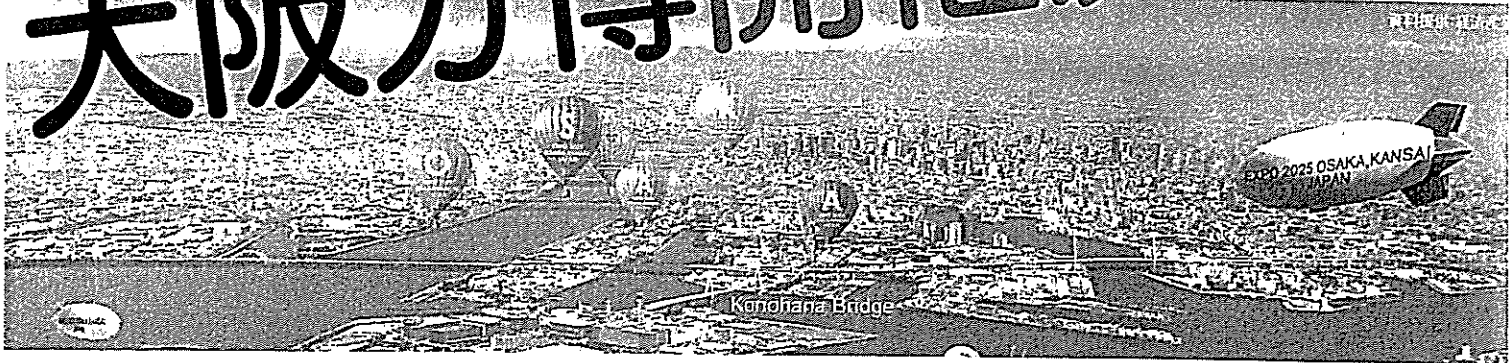
Tel: 0743-25-4675 / Fax: 0743-25-2489

URL: www.mitsunori-sato.com

E-mail: mitsunori_satou1974@yahoo.co.jp

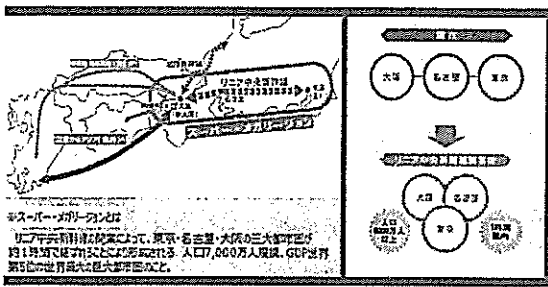
〒630-0201 奈良県生駒市小明町556-3

2025年 大阪万博開催決定!!



【万博イノベーション】

ついにベールを脱ぐか！大阪都構想の真の目的・・・
去()行く時代にしがみつるか、新時代を切り開くか！
まさに関西こそ台風の目！“その時、奈良県は・・・”



【スーパー・メガリージョン構想】

関東圏・中部圏・関西圏の三大都市圏を軸とした計画が進行中！
既に府県単位で考える時代でなく、圏での取組みが求められる。
しかし、奈良県だけが【関西広域連合】に全面参加をしていない。
奈良県は関西圏一員として、立ち位置と役割を再認識すべき時。

【議員の在り方、議会の在り方、そして行財政の在り方を今一度問う】

奈良県議会、会派：**テコノ原理で**
日本維新の会が主導した改革

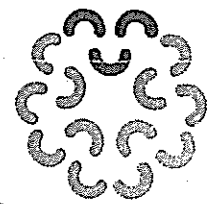
議員報酬 1割削減! (約1億4千万円の削減効果)

議員定数 44→43 (平成31年4月統一地方選挙から)

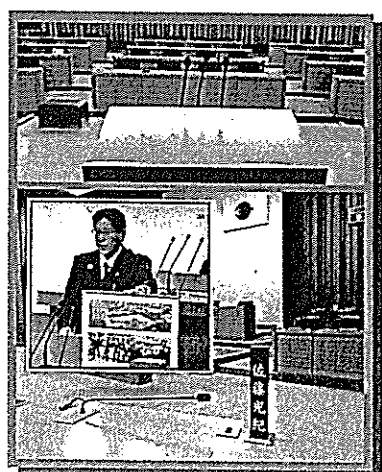
政務活動費 見直を検討 (維新提案で議会改革中)

佐藤は【3つの利】を徹底して追求し続けます。

- 1つ. 未来への政策提言と政策実現
- 2つ. 福祉・医療・教育への充実施策
- 3つ. 身を切る改革での行財政改革



日本維新の会 奈良県総支部



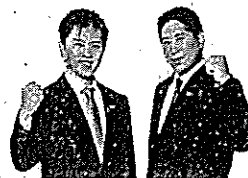
身を切る改革は
行財政改革の第一歩
そして福祉・医療・教育の
【3つの利】に
重点をおいた改革を！

第16回 奈良県議会議員 佐藤みづのり 県政報告会



式次第

1. 後援会長挨拶
2. 小紫市長挨拶
3. 県政・活動報告
4. 統一地方選挙に向けて
5. 質疑応答




2019年2月3日(日) 13:30~15:30

会場: 生駒市芸術会館 美楽来

市民と協創する「面白い」まちづくり。



 **日本維新の会**
推薦決定!

大学卒業後、環境庁に入庁。NPO法人プロジェクトK(新しい霞ヶ関を創る若手の会)を設立し、副代表理事に就任。2011年、環境省を退官し公募で生駒市副市長に。2015年、生駒市長選で初当選し、生駒市長として市民と職員が協創するまちづくり「自治体3.0」を掲げている。

前回、市長選挙では**24,955票**を獲得 中谷ゆりに候補**19,660票** 5,000票以上の票差をもって当選！
今回も前回と同じ顔ぶれが予想される中、2期目への挑戦となる。



議会報告 代表質問・議案について

平成30年11月(第334回)定例会議員会議事日程			
会期	月 日	曜 日	内 容
1	11月30日	金	知事任免挨拶 閉会宣言 会派議員各議員指名 会派決定(15日間) 議案 議案一掃上程 知事提案理由説明 散会
2	12月1日 2日 3日 4日	土 火	議案審査のため休会
6	5日	水	全国都道府県議会議員会自治功労者表彰会 就任挨拶(和島人事委員) 代表質問
7	6日	木	就任挨拶(島本公安委員) 代表質問
8	7日	金	一般質問
9 10	8日 9日	土 日	休会
11	10日	月	一般質問 議案の帯任委員会付託
12 13	11日 12日 13日	火 水	帯任委員会開催のため休会
15	14日	金	委員長報告と閉議決 会派案を議了し閉会

平成30年11月定例会 代表・一般質問順位

○代表質問

	順位	会 派	議席番号	氏 名
12月5日	1	自由民主党	35番	出口 武 男 議員
	2	自 民 党 奈 良	39番	小泉 米 造 議員
	3	創 生 奈 良	20番	坂口 保 議員
12月6日	1	日本共産党	17番	小林 照 代 議員
	2	日本共産党	8番	佐藤 光 紀 議員
	3	国民民主党	12番	藤野 良 次 議員
	4	公 明 党	14番	大園 正 博 議員

○一般質問

	順位	会 派	議席番号	氏 名
12月7日	1	自 民 党 奈 良	26番	坂田 義 雄 議員
	2	自 民 党 神	5番	川口 延 良 議員
	3	日本共産党	42番	今井 光 子 議員
	4	自 民 党 奈 良	38番	秋本 勉 志 嗣 議員
12月10日	1	無 所 属	9番	川田 裕 議員
	2	自由民主党	36番	新谷 桂 一 議員
	3	国民民主党	13番	森山 賀 文 議員
	4	自由民主党	11番	田中 権 九 議員

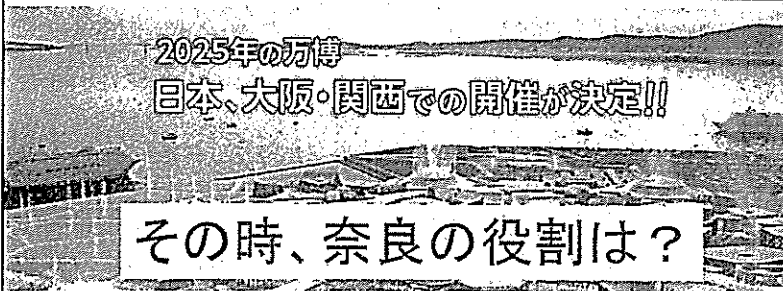
議会 代表質問 ①-1

◆観光政策について

2025年に大阪万博の開催が決定されたが、奈良県としてはどのような観光政策を打ち出していくのか。



議会 代表質問 ①-2



万博開催決定を機に

過去: これまでがない

現在: どこにもない

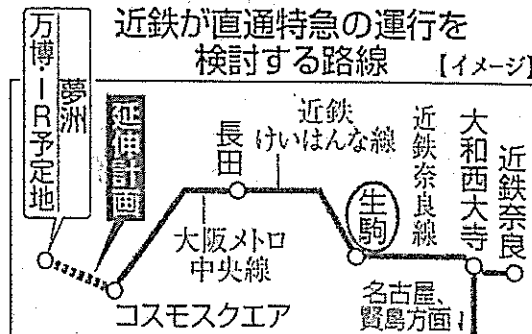
未来: マネできない

明確なビジョンを掲げ観光政策を打ち出していくべき

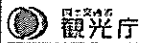
広域インフラに対しても県としてどんなビジョンがあるのかを議論

万博イノベーション (Innovation)

近鉄が直通特急の運行を検討する路線 【イメージ】



議会 代表質問 ①-3



Press Release

都道府県別における訪日観光客の訪日率、平均宿泊費及び1人あたり旅行中支出
2018年4-6月期 (2次速報値)

【訪日外国人旅行者行動調査】 2018年4-6月期の地域調査結果

～訪日率は大阪府41.8%、旅行中支出は東京都9万1千円が最も高い～

- 2018年4-6月期における訪日観光客の都道府県別訪問率は、大阪府(41.8%)、東京都(41.6%)、千葉県(34.1%)の順に高い。
- 訪日観光客の都道府県別1人あたり旅行中支出は、東京都(9万1千円)、北海道(7万3千円)、沖縄県(6万6千円)の順。

< 地域調査の結果 概要 >

- 1. 地域別訪問率(訪日観光客の訪日率)と1人あたり旅行中支出 (調査9) (調査10)
- 2. 地域別訪問率(訪日観光客の訪日率)と1人あたり旅行中支出 (調査9) (調査10)
- 3. 1人あたりの旅行中支出が最も高い都道府県(9万1千円)と全国で最も低い。

【調査9】 都道府県別における訪日観光客の訪日率及び1人あたりの旅行中支出
【調査10】 1人あたりの旅行中支出



※ 調査対象は、2018年4月～6月の訪日観光客を対象とした調査結果です。調査期間は2018年4月～6月です。調査方法は、訪日観光客を対象としたアンケート調査です。調査結果は、観光庁の発表に基づいています。

都道府県	訪日率 (%)	平均訪日 (日)	1人あたり旅行中支出 (円)	都道府県	訪日率 (%)	平均訪日 (日)	1人あたり旅行中支出 (円)
北海道	7.5	4.4	73,046	滋賀県	0.7	1.3	10,638
青森県	0.6	4.0	30,577	京都府	31.2	1.8	23,527
岩手県	0.3	2.0	24,237	大阪府	41.8	2.8	57,247
宮城県	0.7	2.9	28,947	兵庫県	6.5	1.3	12,471
秋田県	0.2	1.8	18,491	奈良県	11.3	0.4	5,165
山形県	0.2	3.0	34,383	和歌山県	1.5	1.0	18,860
福島県	0.2	3.2	31,712	鳥取県	0.4	1.8	18,037
茨城県	0.9	3.9	29,838	島根県	0.2	1.8	19,842
栃木県	1.3	1.8	15,237	岡山県	1.0	2.0	25,528
群馬県	0.5	2.2	18,288	広島県	3.4	2.0	23,740
埼玉県	0.7	3.7	28,011	山口県	0.6	1.1	20,615
千葉県	34.1	0.4	10,828	徳島県	0.2	2.4	22,023
東京都	41.6	4.7	91,285	香川県	1.1	2.8	38,187
神奈川県	7.3	2.0	20,205	愛媛県	0.4	2.5	27,227
新潟県	0.2	4.3	42,195	高知県	0.2	2.2	20,220
富山県	2.2	1.3	10,600	福岡県	10.6	2.5	52,222
石川県	2.5	1.7	15,920	佐賀県	1.4	1.0	14,870
福井県	0.1	1.1	12,419	長門県	1.2	1.1	15,561
山梨県	3.4	1.2	12,801	熊本県	2.1	1.4	13,447
長野県	0.3	1.0	15,482	大分県	4.6	1.0	12,780
岐阜県	0.5	1.5	14,230	宮崎県	0.7	2.0	21,411
静岡県	4.4	1.8	15,871	鹿児島県	1.3	2.9	41,258
愛知県	7.2	2.1	28,273	沖縄県	7.5	4.0	65,237
三重県	0.5	4.2	19,710				

訪日観光客 訪問率

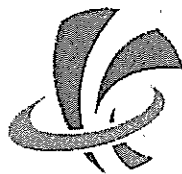
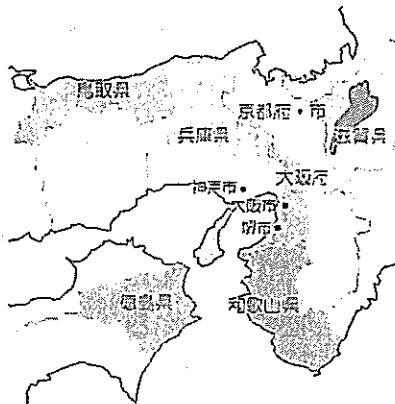
大阪府がトップ

奈良県は5位
訪問客一人あたり
旅行中支出は
5,165円
福岡は52,222円

議会 代表質問 ②

◆ 関西広域連合について

- (1) 現在、奈良県は関西広域連合に部分参加しているが広域医療分野においても参加するべきと考えるがどうか。
- (2) 将来的な視野に立った際、広域産業振興分野においても参加すべきであり、更には他の府県と同様に全分野に参加すべきと考えるがどうか。



関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS



奈良は部分参画 今後の方針は？

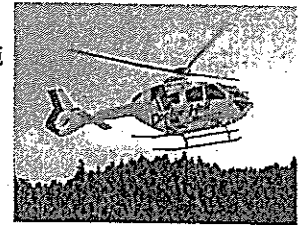
議会 代表質問 ②-A

医療分野 関西を「4次医療圏」と位置づけ 安全・安心の医療圏関西を目指す！



災害時における広域医療体制の強化「南海トラフ巨大地震」「近畿圏直下型地震」に備えて

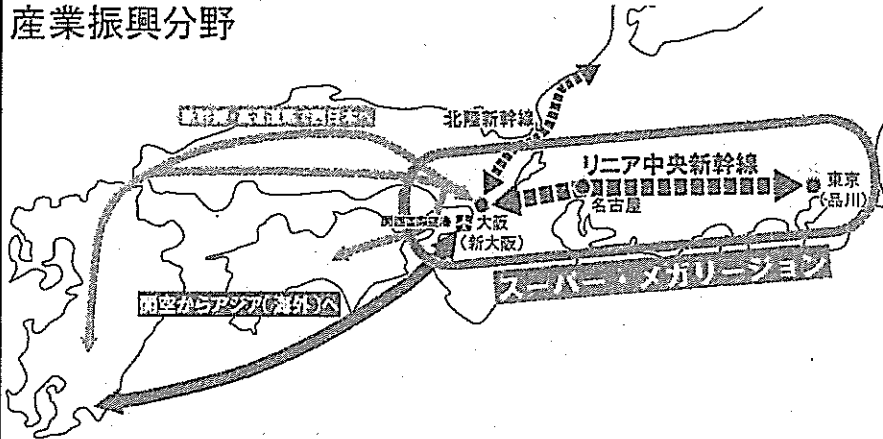
- ◆ 災害医療コーディネーターの養成
- ◆ 各構成府県の「DMAT」やドクターヘリの参加による 府県域を越えた災害医療訓練の実施
- ◆ 被災地内外の情報を速やかに共有するための「情報伝達訓練」の実施
- ◆ 「医療機関BCP」の策定促進
- ◆ 「7機体制」による広域災害時のドクヘリ 運航体制の再編・充実
- ◆ 薬剤・医療資機材の確保
- ◆ 「DPAT」先遣隊の整備・充実



各地域の医療資源を有機的に連携 府県域を越えた広域救急医療体制

議会 代表質問 ②-B

産業振興分野



万博開催・リニア開通で
地域の概念が変わる

奈良も変革を遂げる
絶好の機会

奈良も
関西広域連合への参画

相乗効果を発揮して
関西圏域による経済発展

※スーパー・メガリージョンとは

リニア中央新幹線の開業によって、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が約1時間で結ばれることにより形成される、人口7,000万人規模、GDP世界第5位の世界最大の巨大都市圏のこと。

議会 代表質問 ③-1

◆県議会議員報酬削減による削減額について

議員報酬を1割削減しその削減額は約1億4千万円であったが、県知事を含め県行政においていかなる取り組みに反映できたか。

奈良県議会、会派：**テノの原理で**
日本維新の会が主導した改革

議員報酬 1割削減!	約1億4千万円の 削減効果
議員定数 44→43	平成31年4月 統一地方選挙 から
政務活動費 後払を提案	住民目線で 議会改革中

奈良県議議員報酬
平成27年11月より
77.8万円
↓
70万円

全会一致で決定

【ご注意下さい】
奈良県議会議員月額報酬削減は今任期のみの
条例内容です。継続する
には改めて条例を制定
する必要があります。

議会 代表質問 ③-2

知事報酬 109万円 (10%削減後)

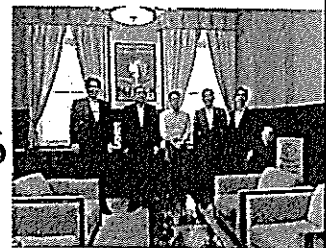
都道府県知事の中で39位だが退職手当の支給割合は11位

退職金 35,487,648円 全国22位の水準

松井大阪府知事は 退職金ゼロ

一般職のラスパイレス指数は100.2
(算定基準が大企業の給与水準)

議員の期末報酬は人事院勧告に倣って微増させる
(維新県議団は増額分を供託→義援金に)



議会 代表質問 ④-1

◆起業支援について

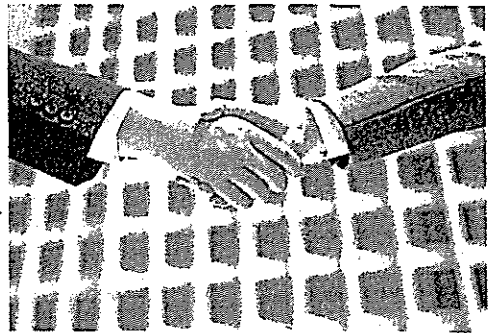
県の産業・雇用を活性化させるため、特に奈良県内での起業を促していくことを目的とし、これまでの支援制度を見直す他、中高年世代を中心としたより積極的な支援策が必要と考えるがどうか。



指摘！

金貸しの真似ごとをやめて企業存続率の観点から
税理士 社労士 弁護士 など起業に必要な
専門家に(人)繋がる支援を求める

【会社経営者としての経験から】



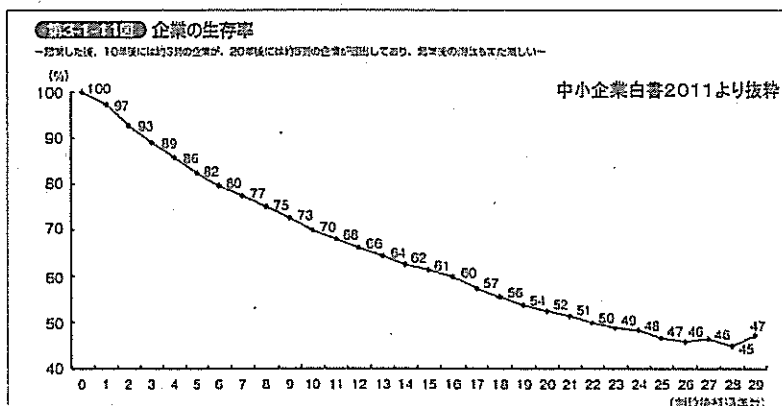
議会 代表質問 ④-2

◆産業・振興部長

女性・若者・シニアの企業支援策を実施し、よろず支援相談を実施し年間4,200件の相談を受けている。専門家に無料で相談できる窓口を設けている。今後シニアをはじめすべての世代の起業マインドの掘り起こしを図りたいと回答。



無料のよろず相談と顧問契約をかわしての相談には大きな違いがある！と指摘



⚠

10年で約3割が廃業
20年で約5割が廃業

廃業の際には
多額の負債を抱える
事が多い

議会 代表質問 ⑤-1

◆大規模災害に際し、本県の備蓄物資について

奈良県の備蓄物資における方針として、近隣府県以上に自助と共助の周知を徹底する対応が急務であると考えますがどうか。

奈良県の備蓄物資

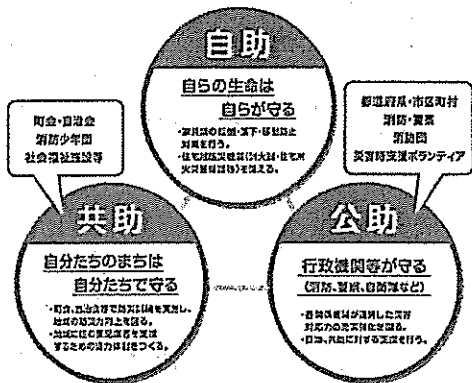
- 米 … 一人当たり換算 16.6g
- 缶詰 … 一人当たり換算 0.0125個
- インスタント麺 … 一人当たり換算 3g

広域災害発生時に県の備蓄物資だけでは対応できない
では...大規模災害にどう備えるのか？

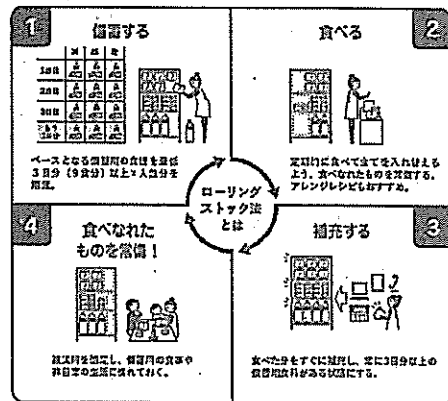


議会 代表質問 ⑤-2

自分たちで出来る備えを



防災豆知識 ローリングストック法



地元自主防災会で生駒市の助成金を利用した事例を紹介
県で実施している防災士養成講座のフォローアップ、防災意識を高めることを求める

11月定例議会 議案に対する採決結果 抜粋

議第95号 平成30年度奈良県一般会計補正予算(第3号)	賛成:28 反対:10 棄権:4
議第97号 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例	賛成:28 反対:14
議第98号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	賛成:38 反対:4

「日本維新の会」は **反対!** するも上記 賛成多数により **原案可決**

請願第10号 奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願書 賛成:11 反対:32

請願第11号 奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願書 賛成:16 反対:26

「日本維新の会」は **賛成!** するも上記 反対多数により **不採択**

子どもの権利について

●県立高校の適正化計画(再編)において

大人の都合で計画を進めている。議決の直前に対象校に対する説明を行ったり耐震性に問題がある校舎で学ばなければならない生徒(子ども)の視点に立っているとは言いがたい。

◎上記の理由により、

佐藤は県立高校の適正化計画については**反対**の立場です。

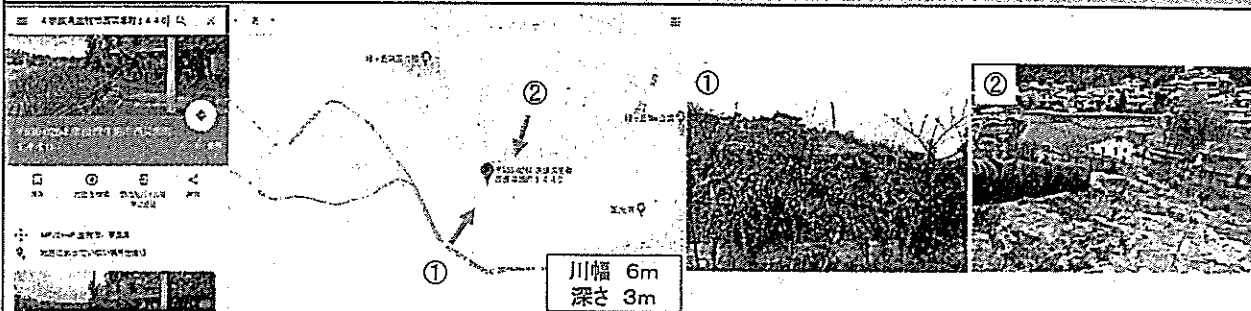
●奈良県子どもの貧困会議において

会議において大人からアンケートをとって計画を立てている点を指摘子どもからも意見を集め、参加する権利を活かすように言及した。

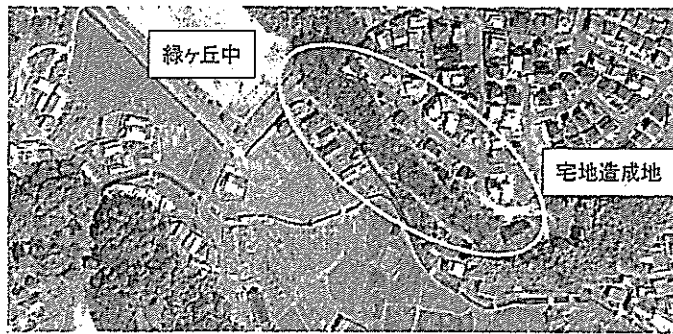
◎日本では子どもの事は大人が考える風潮が色濃く残っており、**子どもの意見を大人が実現する社会が求められております。**



陳情・現地調査



川幅 6m
深さ 3m

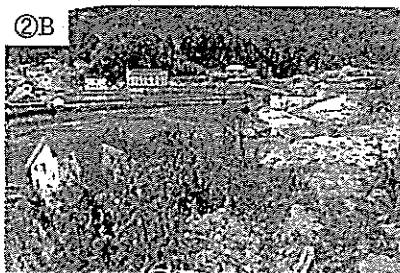
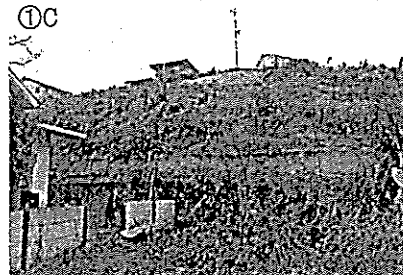
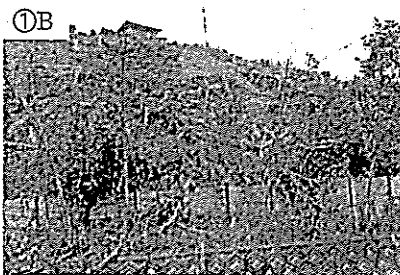
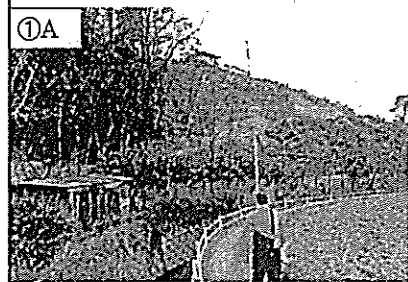


住民の方からの陳情を受けて、
現地調査 西菜畑の宅地造成の現場
実際の現場をみて 資料をまとめ
県庁担当課との打合せ

※生駒市からの説明にも不十分な点が多く
住民の方から直接意見を聴取

陳情・現地調査

現場写真





活動アルバム

佐藤みつりの【奈良県議会議員】

「厚生委員会」常任委員

「少子化対策・女性の活躍促進 特別委員会」委員長

次世代のステップへ
NEXT INNOVATION



東生駒駅



南生駒駅



生駒駅

政党力一街宣

住民目線で

住民に軸足を

置いた政治を。

日々の活動を facebook. twitter HP
で発信しております！

詳細は

佐藤みつりの

検索

Mitsunori Sato Communication Letter



これまでに発行しましたチラシのバックナンバー紹介

NO.1 ~ NO.6 [NO.7]

(※5万部以上発行したチラシ)

※HPにもデータをアップしておりますので
ダウンロードして詳細が確認できます！

詳細は

佐藤みつりの

検索

NO.1 表・裏
平成27年
7月号
A4サイズ

MITSUNORI SATO Communication Letter

奈良県議会議員 佐藤みつのり

40歳

政治を変えよう！
NEXT INNOVATION

住民目線で
住民に軸足を
置いた政治を。

あなたの声を全力で受付中！！

佐藤みつのりウェブサイト Webサイト
www.mitsunori-sato.com

佐藤みつのり ニュースレター 登録済み！
「働く人を見つけ隊！」

医療・福祉・教育の強化。
緊急医療体制の充実を。
福祉・介護サービスの向上。
教育費負担をゼロに。

貴重な財源（税金）。健全な財政を打ち立てます。
平準配分の見直し。
予算の優先順位の適正化。

奈良の魅力を生かした経済活性化をはかります。
議会後にタウンミーティングを開催。各町会・地区コミュニティ・ベースとして議員・県民の皆様のお声を直接聞き、爽しく元気な街づくりに動きます。

佐藤みつのりプロフィール

文教くらし常任委員
エネルギー政策推進特別委員

事務所を常時開放しています！
お気軽にお立ち寄りください。

事務所：奈良県奈良市大宮町1-1-1
TEL: 0742-22-1011 / FAX: 0742-22-1012
E-mail: mitsunori@mitsunori-sato.com

NO.2 表
平成28年
3月号
B4サイズ

MITSUNORI SATO Communication Letter

なら維新の会
奈良県議会議員 佐藤みつのり

文教くらし常任委員
エネルギー政策推進特別委員

NEXT INNOVATION!! 奈良
ネクストイノベーション!

佐藤みつのりは、
真っ向から挑みます!!

子どもから高齢者まで安心して暮らせる
希望あふれる奈良県に生まれ変わるため
聞かれた奈良を。住民目線でグローバルな政治を!!

議会報告 《奈良県議会、昨年9月定例議会にて。人生初となる一般質問に立ちました。》

- 県内の緊急医療体制、特に感染症対策について
デング熱や、エボラ出血熱、新型インフルエンザなど、生死に関わる感染症の多い感染症対策の現状を聞き、その充実を早急にはかるよう議決案の運びとなりました。
- 近隣他府県との医療連携について
現状の体制の脆弱さを指摘し、他府県との連携やヘリポート設置の必要性などを提言しました。
- 高齢者の健康寿命を延ばし、「幸福度」を向上する福祉について
先進的な福祉環境の整備が進んでいる生駒市をモデルケースとして、高齢者の外出を促し、地域住民とのコミュニケーションにより、心身ともに元氣な生活を支援する地域活動を他市町村にも推進する提言をしました。(※各大会、地域コンシェルジュによる啓蒙活動あり)
- 高校生の政治参加について
選挙権年齢が18歳に引き下げられることを受け、各学校での「政治参加」への教育について、その「中立的」をどのように促しながら進捗するのか、教育長に質問しました。県の用意したガイドラインが適切に機能するよう、さらに提言しました。

◎ 維新主導により、【議員報酬1割削減】が実現！県議会において、維新5議席が効いています！
予算の優先順位、平準配分の適正化の観点から、まずは議員自らが身を切る改革を行いました。結果、全国で3番目に低い議員報酬となりました。

NO.7 表
平成31年
2月発行予定
リーフレット

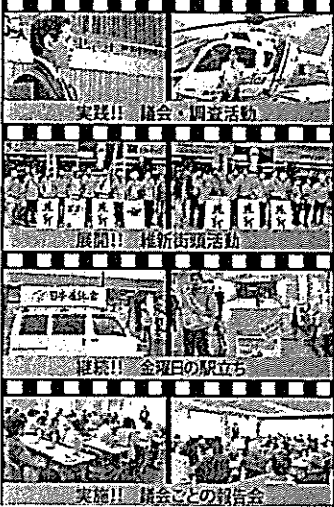


郵便番号 630-0290
〒8079 生駒市小町556-3
佐藤みつり 佐藤金平事務所

入会者

氏名	佐藤みつり	性別	女
年齢		職業	
住所	〒8079 生駒市小町556-3		
電話番号	0743-25-2489		

議員活動記録



【佐藤みつりのプロフィール】
 ■奈良県議会議員 (会派：日本維新の会)
 ■少子化対策・女性の参政党実行委員会 委員
 ■奈良県議会議員 委員 奈良県子どもの貧困対策委員 委員
 ■生駒市議会議員 (任期4年) 第3期
 ■学芸：奈良女子大学文学部国文学専攻 卒業
 ■九州国立大学工学部建築学専攻 卒業
 ■学位：工学博士 (学位論文として選出)
 ■資格：防災士 / 応急手当士 (防災安全に貢献するための取組)
 ペルギー2星 (付録掲載のための取組)

日本維新の会

維新



奈良県議会議員
佐藤みつり

次世代の挑戦!

NO.7 裏
平成31年
2月発行予定
リーフレット



【万博イノベーション】
ついにペールを脱くか！大阪都構想の真の目的・・・
去り行く時代にしがみつか、新時代を切り開くか！
まさに関西こそ台風の目！「その時、奈良県は・・・」

【スーパー・メカリージョン構想】
関東圏・中部圏・関西圏の三大都市圏を軸とした計画が進行中！
既に前県単位で考える時代でなく、国での取組みが求められる。
しかし、奈良県だけが【関西広域連合】に全面参加をしていない。
奈良県は関西圏一員として、立ち位置と役割を再認識すべき時。

【議会の在り方、議会の在り方、そして市民の在り方を今一度問う】

奈良県議会、会派：日本維新の会
日本維新の会が主導した改革

議員報酬 1割削減! (約1億4千万円の削減効果)

議員定数 44→43 (平成31年4月統一地方選挙から)

政務活動費 後払を提案 (住民負担で議会改革中)

【3つの利】を徹底して追求し続けます。

- 1つ、未来への政策推進と政策実現
- 2つ、福祉・医療・教育への充実施策
- 3つ、身を切る改革での行政改革

日本維新の会 奈良県議会議団

身を切る改革は行政改革の第一歩
そして福祉・医療・教育の【3つの利】に重点をおいた改革を!

消費増税は凍結で 殺処分ゼロを目指す!

住民に負担をかけた、住民負担での出たりの増税を!

佐藤みつり Mitsunori Sato
事務所 生駒市小町556-3
TEL: 0743-25-2489
FAX: 0743-25-2489
E-MAIL: mitsunori@mts.jp

〒8079 生駒市小町556-3
佐藤みつり TEL: 0743-25-2489

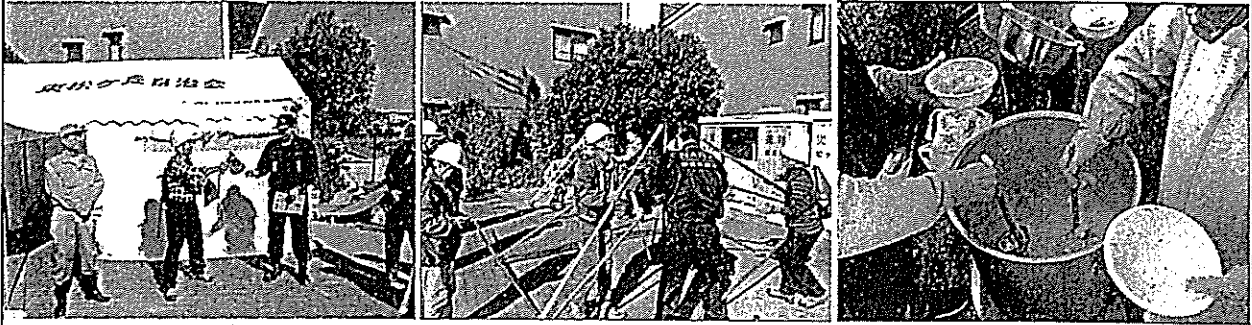
〒8079 生駒市小町556-3
佐藤みつり TEL: 0743-25-2489

〒8079 生駒市小町556-3
佐藤みつり TEL: 0743-25-2489

〒8079 生駒市小町556-3
佐藤みつり TEL: 0743-25-2489

📷 活動写真報告 📷

地元東松ヶ丘・自主防災会の炊出し訓練



地元東松ヶ丘・自主防災会の炊出し訓練に参加させて頂きました。
豚汁煮込んでいる間、同地区選出の成田市議からは、生駒市関連の防災講話、
県会の私からは、奈良県に関連する避難所の耐震状況・設備状況と備蓄品の状況について
講話をさせて頂きました。
因みに炊出し豚汁は家では出せない味なんですよ。美味なり。

📷 活動写真報告 📷

【日本維新の会 奈良県総支部 統一行動 展開！ 継続中！！】



【毎月22日は維新の会・統一行動デー】

奈良県総支部北部チームは11月22日生駒駅で活動をさせて頂きました！
借金か増税か、それとも改革による財源確保か！財政改革を中心に訴えさせて頂きました。
12月21日は北部・南部チームが合流しJR奈良駅にて本年最後の活動をいたしました。
2019年はじめはJR郡山駅にて活動を始動しております！！

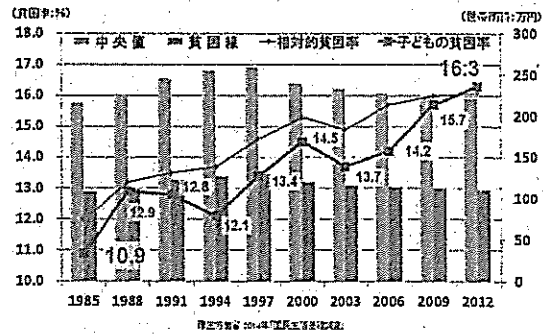
📷 活動写真報告 📷

【奈良県子どもの貧困対策会議】



📊 日本の抱える課題 ① 子供の貧困問題

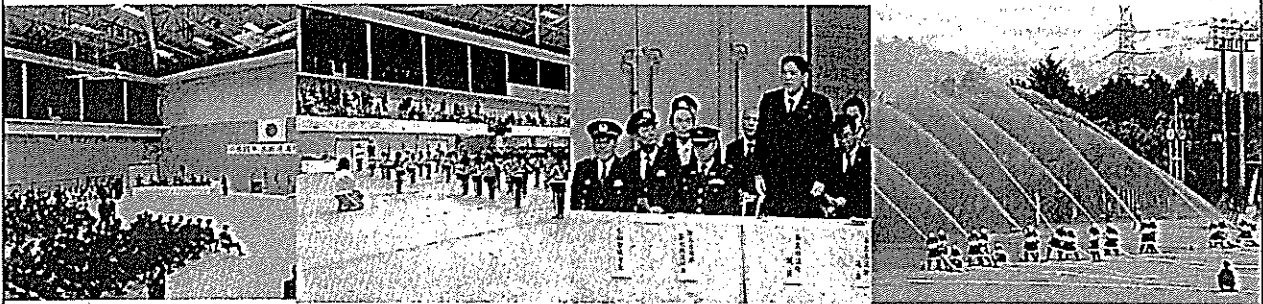
日本の相対的貧困率と子どもの貧困率の推移



奈良県子どもの貧困対策会議に少子化対策特別委員会委員長として出席。子供の参加する権利からのアプローチが必要であるとし、農野会長からも被せて頂き子供の権利を再認識する必要性が提言されました。

📷 活動写真報告 📷

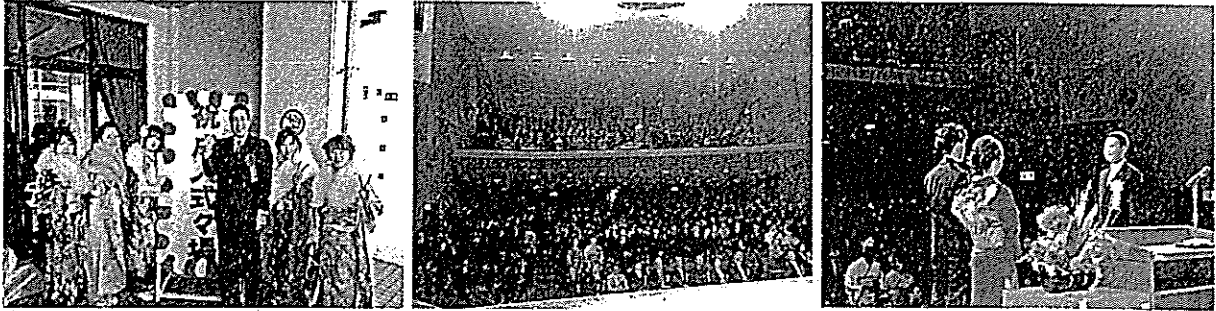
【生駒市消防出初式】



生駒市消防出初式。安全安心の一翼を担って頂いている消防隊の皆様には感謝してもきれません。一言挨拶はおめでとうございますが定番だけど、私はこの時ばかりはいつもありがとうございますって言ってます☺あと我が後輩となるエンゼル幼稚園の園児による消防演舞、これはこれでたまらんです。というわけで私的好きなイベント、堂々の2位です。

📷 活動写真報告 📷

【奈良県生駒市 平成最期の成人式】



県下第2位となる1279名の新成人が誕生しました！今年も華のあるワンショットも撮れました📷
 ありがとう、そしておめでとう🎉私的に一番好きなイベントかな。なにせめでたい🎊実にあてたい
 ですからね。

📷 活動写真報告 📷

【大立山まつり 若草山山焼き】



奈良県ビックイベントの一つ、大立山祭りの様子が気になったので行ってきました！
 大盛況でしたっていいけど、色々な意味で寒い。やたらと寒い。
 付き合わされてる出店が心配です。地元である生駒市出店(たけひめ)にも訪問、寒い中お疲
 れ様です。そして頑張って下支えしてくれている県職の皆様、本当にお疲れ様です。議会で止
 めていたら、と思うと本当に申し訳ない。
 あと、やっぱり感すごいんだけど一体2000万の四天王FRP、やっぱり使いこなせてない。ちなみ
 に県庁前は若草山焼きもあって賑わってましたが、分散させてる意味がわからん。県庁前誘導
 は議会事務局の面々が、お疲れ様です。うん？県職の使い方間違えてないか？？寒い。



【3つの利】を徹底して追求し続けます。

- 1つ. 未来への政策提言と政策実現
- 2つ. 福祉・医療・教育への充実施策
- 3つ. 身を切る改革での行財政改革

維新



OSAKA-KANSAI/JAPAN
EXPO 2025



議会でのこれまでの提言

- ・県内の医療体制[感染症] 関西広域連合医療分野への参画を提言
- ・県の観光政策 PR おもてなし精神の実現[トイレ設備]
- ・高齢者の健康寿命を延ばす生駒市の先進的な取り組みを紹介[地域サロン]
- ・高校生の政治参加 政治に興味・関心をもってもらえる活動を広める
- ・警察署の在り方 生駒警察署の移転に道筋をつける
- ・小児がんについて 県としての取り組み今後の課題を協議
- ・県の自殺対策 自殺率の低い奈良県の今後の取り組み姿勢
- ・県立高校適正化計画 子どもの権利に基づき反対
- ・自転車保険の義務化について 条例制定へ
- ・県の熱中症対策 エアコン整備 避難所マニュアルについて
- ・パブリックコメントの関係団体への通知及び広報の徹底



今後も県の課題について
提言・追及を続けて参ります

事務所よりお知らせ



立看板設置のお願い

短期間でもOK!

- ➡ 生駒市内にこの 立看板が12枚掲示できます
佐藤みつのりの名前・顔のPRのため
皆様のご協力お願い致します すぐ加藤が設置に参ります!

日本維新の会 一般党員の更新・募集

- ・日本維新の会の動きがわかります 機関紙をお届け!

後援会紹介カード

- ・後援会活動にご賛同いただき、ひとりでも多くのお知り合いの方をご紹介ください

質疑応答

皆様の疑問・質問に佐藤議員がお答え致します。

感謝

ご清聴ありがとうございました。

今後とも【日本維新の会】そして 奈良県議会議員【佐藤みつり】へのご支援の程よろしくお願い致します。

次回、3月24日(日)美楽来での決起集会へのご参加もスタッフ一同心よりお待ちしております。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	平成30年7月25日 他				
表題と発行部数	広報誌「佐藤みつのりコミュニケーションレター 平成30年夏号」 50,000枚				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 38,350部 ポスティング 11,650部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月議会報告 ・県政報告 ・県政報告会案内 その他 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ポスティング代	██████████	6,000円	10時～17時	82
	新聞折込料	サンケイ広告	188,452円	生駒市内 38,350部	105
	印刷代	studio kiti 村田	253,880円	B3 両面カラー 50,000部	106
	ポスティング代	██████████	6,000円	10時～17時	111
	制作費	八木友代	70,000円	デザイン制作 データ入稿	114
※ 50%充当 合計 524,332円×50%=262,166円					
備考	添付資料：広報紙「佐藤みつのりコミュニケーションレター平成30年夏号」				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員 佐藤みつのり

身を切る改革、維新だからできる。



- 「少子化対策・女性の活躍促進 特別委員会」委員長
- 「厚生委員会」常任委員

住民目線で住民に軸足を置いた政治を。

NEXT INNOVATION NARA!!

維新



第14回 佐藤みつのり 県政報告会のお知らせ

日時：7月29日(日) 13:30～15:30

会場：芸術会館 ^み ^ら ^く 美楽来

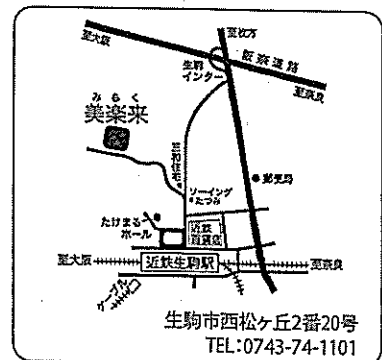
内容：6月奈良県議会報告、維新の動向 etc.

皆様のご支援のおかげで、14回目の県政報告会を迎えます。

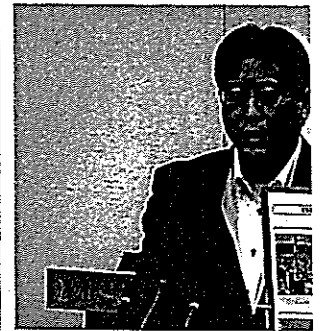
直接、ゆっくりお話できる機会ですので、皆様のお声をぜひお聞かせください。

佐藤みつのり、スタッフ一同、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

※駐車場に限りがありますので、なるべく公共機関をご利用ください。



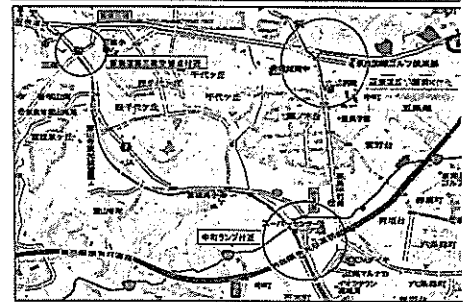
奈良県議会議員 **佐藤みつのり**
 【奈良県議会】6月定例議会 一般質問



第二阪奈有料道路から奈良県総合医療センターなどへのアクセスについて

2019年4月にネクスコ西日本へ移管予定である第二阪奈有料道路に関連した質問を致しました。今年の5月に救急救命センターを含む総合医療センターが中津市に移転しており、阪奈道路からの救急アクセス路について現地検証を行った。ネクスコとの協議内容を確認。更に本来なら460円に値上げとなる小瀬一宝が緩和措置として現行の260円に維持されるとの事であるが、現時点での協議事項に緩和措置期間が定められていない件について確認を行いました。阪奈道路の渋滞緩和や中町フルランプ化についても移管前に将来を見据えた効果的な対応策を協議すべきとして質疑を行いました。

奈良総合医療センターへのアクセス路 概略

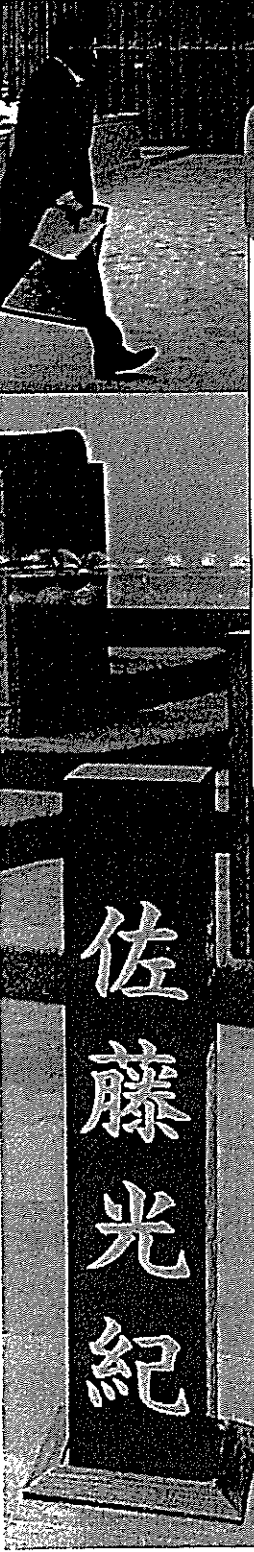


県立高等学校適正化実施計画（案）について

母校でもある県立登美ヶ丘高校の地に（仮称）県立国際高等学校を開校する理由、更にバカロレア（IB）認定を目指すとするがそのスキームを確認し、実質的に国際高校に統合され、校舎を奈良高に譲る平城高等学校について質問を行いました。概要としては平城高校最後の入学生が最終学年に上がる際、高校生に移籍となり最初の卒業生となる件で学科カリキュラムとして問題はないか、立場的に文化祭や部活動に支障はないのか等を確認致しました。また、跡地利用や校章や校名、校歌はどうするのか等の質疑を行いました。本計画案は議案でもあった為、本会議において生駒市選出4名の内で唯一の反対票を投じました。（パブリックコメントをとるべき!）

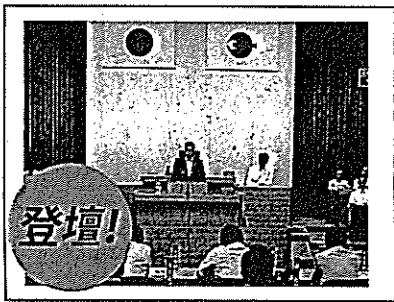
「県立高等学校適正化実施計画（案）」
 【登美ヶ丘高校】・【平城高校】・【西の京高校】について 滋賀国際高校・県立

【2021年度】	【2022年度】	【2023年度】
滋賀国際高校 高1 登美ヶ丘高校 高2 登美ヶ丘高校 高3 登美ヶ丘高校	滋賀国際高校 高1 平城高校 高2 平城高校 高3 平城高校	滋賀国際高校 高1 奈良高校 高2 奈良高校 高3 奈良高校
滋賀国際高校 高1 西の京高校 高2 西の京高校 高3 西の京高校	滋賀国際高校 高1 西の京高校 高2 西の京高校 高3 西の京高校	滋賀国際高校 高1 奈良高校 高2 奈良高校 高3 奈良高校



台を！ NEXT INNOVATION NARA!!

奈良も変わる!



登壇!

質問!

平成30年3月に策定された 奈良県自殺対策計画について

奈良県の自殺死亡率は国内で最も低いですが、日本の自殺死亡率は世界第6位と上昇してきており、特に【女性の自殺死亡率は世界第3位】と忌々しき事態となっています。しかし、本計画においては国際比較や性別検証がされてはならず、市町村別等のきめ細やかな検証を行うべきであるとして、計画書にない理由を聞いた上で、今後についてどのように運用するのかとの質問を致しました。加えて、最新データでは15歳から39歳までの若年層における死因の一位が自殺(別表参照)となっており、独自の県民アンケートを実施して事前に頂戴した意見も踏まえて、早急に全県をあげて実態の把握に努め、効果的な対策を行う必要性について質疑を行いました。

平成27年 年代別死亡原因順位トップ3

年齢層	順位		
	第1位	第2位	第3位
10~14	悪性新生物	悪性新生物	不慮の事故
15~19	悪性新生物	不慮の事故	悪性新生物
20~24	悪性新生物	不慮の事故	悪性新生物
25~29	悪性新生物	不慮の事故	悪性新生物
30~34	悪性新生物	悪性新生物	不慮の事故
35~39	悪性新生物	悪性新生物	心疾患
40~44	悪性新生物	悪性新生物	心疾患
45~49	悪性新生物	悪性新生物	心疾患
50~54	悪性新生物	心疾患	悪性新生物
55~59	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
60~64	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患

質
中町
上で、
来間
格図

質
中町
上で、
来間
格図

質
中町
上で、
来間
格図

いて

具体
した上、
の質問
国際

大府県は長特

「(2019年度)」

(県庁所在地)
第1位 奈良県
第2位 和歌山県
第3位 徳島県

(市町村別)
第1位 奈良県
第2位 和歌山県
第3位 徳島県

(年齢層別)
第1位 15~19歳
第2位 20~24歳
第3位 25~29歳

(性別別)
第1位 男性
第2位 女性
第3位 不明

平成27年度

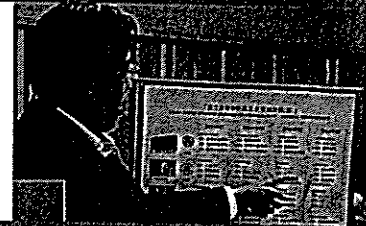
県政トピックス

6月定例県議会より

1. 議員定数削減、12年ぶりに定数が44人→43人 定数が1名減になりました。
2. 「県立高等学校適正化実施計画(案)」について 佐藤は反対いたしました。(詳細は中面記事をご覧ください)

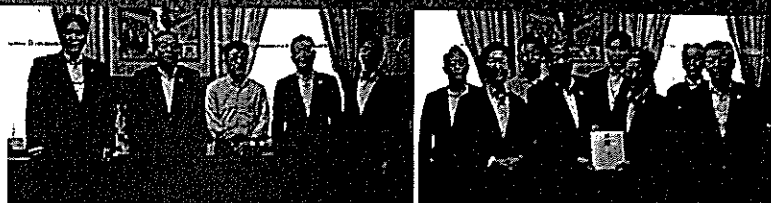
12年ぶり
可決!

佐藤は
反対票を
投じました



会派トピックス

7月10日、維新・奈良県議団は任期中の期末報酬上昇分を大阪府北部地震義援金として150万円を大阪府(知事・副知事)に託して参りました。



MESSAGE from 佐藤みつのり事務所

政治談話



奈良県議会議員

佐藤みつのり

「今こそ、統治機構の改革を」

政治は【言ったった・やったった】では根本的に何も変わりません。場当たりの答えではなく、明確なビジョンこそが必要だと思えます。今任期中に議員報酬が10%削減され、議員定数が1減となった事は小さな一歩ではありますが、同時に大きな一歩でもあるかと思えます。しかし、所詮はその程度の事です。そもそも議員定数減については人口減少を顧みて判断するのが原則的な根拠ですが、ビジョンとして広く視野を持たせた場合、国際水準で推し量ると日本の議会経費と議員定数は依然として群を抜いて高い状態にあるのです。海外では、報酬もなくボランティアでやっていたり、定数も数人からやっていたりします。大きな違いとしては兼業議員が大半で、兼業であっても議員活動ができる議会制度や環境整備にある訳です。

「10%や20%、1減や2減できたから、どうなんや!」という位の気構えて事に当たれば、それこそ【言ったった・やったった】の状態に陥りかねません。そもそも、今の政治は思い切りがない。その思い切りとは明確なビジョンだと思う今日この頃です。私が望んでやまないのが統治機構の改革です。

今の国の在り方、地方の在り方、議員の在り方、取り巻く制度や環境すら抜本的に改革せねばならない時だと思っております。

●後援会会長：相田 浄司

みんなで創ろう夢ある社会



政治家の役割は私たちの生活がより良く、より住みやすく、将来に夢のある社会づくりです。そのためには地元市民との交流を図り、市民目線で市民の声を正しく聞いて、その課題要望に応えるべく使命感を持って行動することです。

「佐藤みつのり」はこの3年間に13回市民との対話「県政報告会」を行って参りました。一方県議会において、奈良の観光政策、教育環境の整備、再生エネルギー、行財政改革、生駒警察署老朽化対策他、種々の提言を行って参りました。

「佐藤みつのり」はゆるぎない信念を持って、県議会の刷新と奈良県の将来の発展に皆さんと一緒に取り組んで参りますので、よろしくご支援のほどお願いします。

●事務所スタッフ：加藤 昌宏

お気軽に事務所へお立ち寄りください

当選してしまえば事務所をたたんでしまう議員が多い中、佐藤事務所は選挙後も県議会議員事務所として開放しております。住民の皆様からの貴重なご意見を頂戴する場として、そしてこちらより情報発信をさせていただく場として地域の皆さまに愛される事務所を目指しております。

日常の疑問や、政治のこと、時事問題など、なんでも話題にしながら情報交換・意見交流をしていますのでみなさまお気軽にお立ち寄りください。スタッフ一同お待ちしております。



発行責任者 佐藤みつのり



●月～土曜日の間、事務所を開けております。お気軽にお立ち寄りください。



URL: www.mitsunori-sato.com

〒630-0201 奈良県生駒市小明町5 5 6 - 3

E-mail: mitsunori_satou1974@yahoo.co.jp Tel: 0743-25-4675 / Fax: 0743-25-2489

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) No.1

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	平成 31 年 1 月 20 日				
表題と発行部数	広報紙「佐藤みつのりコミュニケーションレター 平成 31 年春号」 60,000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 37,400 部 ポスティング 22,600 部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集するため				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%をしめる為				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県政報告会案内 ・9月議会報告 ・12月議会報告 その他 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ポスティング代	██████████	6,500 円	10 時～17 時半	246
	ポスティング ガソリン代	セルフステー ション東生駒	500 円	バイクガソリン @133 円×3.76L	248
	ポスティング ガソリン代	セルフステー ション東生駒	3,000 円	自動車ガソリン代 @133 円×22.56L	250
	ポスティング代	██████████	7,000 円	10 時～18 時	260
	ポスティング代	██████████	6,000 円	10 時～17 時	269
	ポスティング代	██████████	6,000 円	10 時～17 時	270
	ポスティング代	██████████	5,000 円	10 時～16 時	276
		※ % 充当 合計 円			
備考	添付資料:				

注 発行した広報紙を添付してください。

11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) No2

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	平成 31 年 1 月 20 日				
表題と発行部数	広報紙「佐藤みつのりコミュニケーションレター 平成 31 年春号」 60,000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 37,400 部 ポスティング 22,600 部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集するため				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%をしめる為				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政報告会案内 ・ 9 月議会報告 ・ 12 月議会報告 その他 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ポスティング代	██████████	6,000 円	10 時～17 時	277
	ポスティング代	██████████	6,000 円	10 時～17 時	278
	ポスティング代	██████████	5,500 円	10 時～16 時半	279
	ポスティング代	██████████	5,500 円	10 時～16 時半	280
	ポスティング代	██████████	6,000 円	10 時～17 時	281
	ポスティング ガソリン代	セルフステー ション東生駒	550 円	バイクガソリン @ 133 円×4.14L	285
	ポスティング ガソリン代	セルフステー ション東生駒	3,200 円	自動車ガソリン代 @ 137 円×23.36L	288
	ポスティング代	██████████	3,500 円	13 時～16 時半	291
	※ % 充当 合計			円	
備考	添付資料：				

注 発行した広報紙を添付してください。

1 1号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) No.3					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	平成 31 年 1 月 20 日				
表題と発行部数	広報紙「佐藤みつのりコミュニケーションレター 平成 31 年春号」 60,000 部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 37,400 部 ポスティング 22,600 部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集するため				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%をしめる為				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政報告会案内 ・ 9 月議会報告 ・ 12 月議会報告 その他 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ポスティング代	████████	3,500 円	13 時～16 時半	292
	ポスティング代	████████	6,000 円	10 時～17 時	293
	ポスティング代	████████	6,000 円	10 時～17 時	294
	ポスティング代	████████	6,000 円	10 時～17 時	295
	ポスティング代	████████	8,000 円	10 時～19 時	296
	ポスティング代	████████	7,500 円	10 時～18 時半	299
	印刷代	Studio KITI	153,158 円	B3 両面カラー 60,000 部 充当額が交付額を 上回るため調整 支払額:324,928 円	312
	※ 50% 充当 合計 260,408 円 ×50% = 130,204 円				
備考	添付資料：広報紙「佐藤みつのりコミュニケーションレター 平成 31 年春号」				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員

佐藤 みつのり

身を切る改革、維新だからできる。

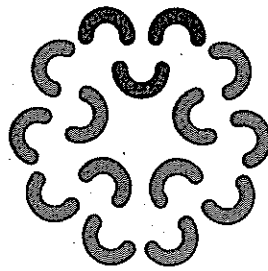


住民目線で住民に軸足を置いた政治を。

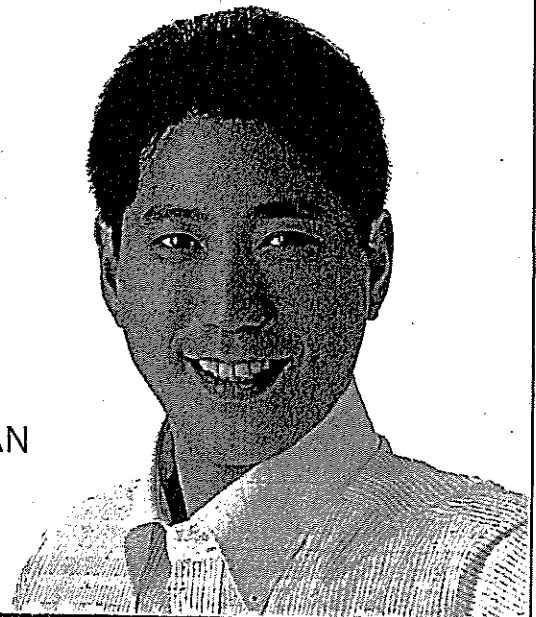
- 「少子化対策・女性の活躍促進 特別委員会」委員長
- 「厚生委員会」常任委員

NEXT INNOVATION NARA!!

維新

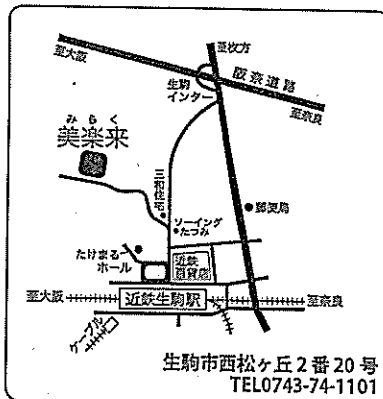


OSAKA-KANSAI/JAPAN
EXPO 2025



第16回・第17回奈良県議:佐藤みつのり県政報告会のお知らせ

第16回 2月3日(日)
 時間 13:30~15:30
 内容: 12月県議会報告、
 万博開催決定etc



会場: 芸術会館 美楽来 地図

第17回 3月24日(日)
 時間 13:30~15:30
 内容: 3月県議会報告、
 任期を務めて...



佐藤が持てる力を振り
 絞り駆け抜けた4年、
 一体何を見て・何を感じたのか、率直な意見を皆様にありのままをお伝えさせていただきます。



あらゆる局面において、
 万博の開催は絶好の機会！これからの奈良県や生駒市などの行政の在り方について、是非お話ししましょう。

駐車場に限りがありますので、なるべく公共機関をご利用下さい。お車でお越しの場合、佐藤事務所 (☎0743-25-4675) までご連絡下さい。

日本維新の会

平成30年12月代表質問



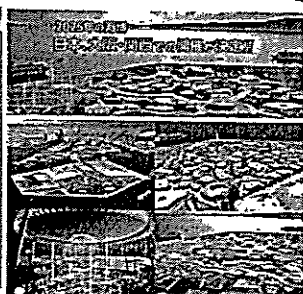
観光政策について

2025年に大阪万博の開催が決定されたが、県としてはどのような観光政策を打ち出していくのか。

◎訪問率は全国で5位、訪問客一人当たりの旅行中支出が5,165円と低く、(訪問率6位の福岡県は旅行中支出は52,222円/人)訪問はして貰っているが経済効果に繋がっていない、また万博が開催されるという事でその広域インフラに対しても県としてどのようなビジョンがあるのか議論を行った。

◎データは物語る。見るだけではお金は落ちない…仕組み作りが必要!!

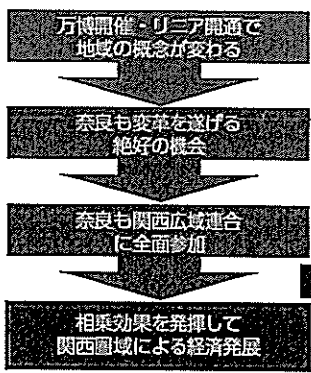
都道府県	訪問率	旅行中支出
福岡県	6位	52,222円/人
大阪府	7位	10,000円/人
奈良県	5位	5,165円/人
北海道	8位	4,000円/人
宮城県	9位	3,000円/人
山形県	10位	2,000円/人
秋田県	11位	1,500円/人
岩手県	12位	1,000円/人
青森県	13位	800円/人
茨城県	14位	700円/人
栃木県	15位	600円/人
群馬県	16位	500円/人
埼玉県	17位	400円/人
千葉県	18位	300円/人
東京都	19位	200円/人
神奈川県	20位	150円/人
新潟県	21位	100円/人
富山県	22位	80円/人
石川県	23位	60円/人
福井県	24位	40円/人
岐阜県	25位	30円/人
静岡県	26位	20円/人
愛知県	27位	15円/人
岐阜県	28位	10円/人
長野県	29位	8円/人
山梨県	30位	6円/人
東京都	31位	4円/人
神奈川県	32位	3円/人
静岡県	33位	2円/人
愛知県	34位	1円/人
岐阜県	35位	0.5円/人
長野県	36位	0.3円/人
山梨県	37位	0.2円/人
東京都	38位	0.1円/人
神奈川県	39位	0.05円/人
静岡県	40位	0.02円/人
愛知県	41位	0.01円/人
岐阜県	42位	0.005円/人
長野県	43位	0.002円/人
山梨県	44位	0.001円/人
東京都	45位	0.0005円/人
神奈川県	46位	0.0002円/人
静岡県	47位	0.0001円/人
愛知県	48位	0.00005円/人
岐阜県	49位	0.00002円/人
長野県	50位	0.00001円/人
山梨県	51位	0.000005円/人
東京都	52位	0.000002円/人
神奈川県	53位	0.000001円/人
静岡県	54位	0.0000005円/人
愛知県	55位	0.0000002円/人
岐阜県	56位	0.0000001円/人
長野県	57位	0.00000005円/人
山梨県	58位	0.00000002円/人
東京都	59位	0.00000001円/人
神奈川県	60位	0.000000005円/人
静岡県	61位	0.000000002円/人
愛知県	62位	0.000000001円/人
岐阜県	63位	0.0000000005円/人
長野県	64位	0.0000000002円/人
山梨県	65位	0.0000000001円/人
東京都	66位	0.00000000005円/人
神奈川県	67位	0.00000000002円/人
静岡県	68位	0.00000000001円/人
愛知県	69位	0.000000000005円/人
岐阜県	70位	0.000000000002円/人
長野県	71位	0.000000000001円/人
山梨県	72位	0.0000000000005円/人
東京都	73位	0.0000000000002円/人
神奈川県	74位	0.0000000000001円/人
静岡県	75位	0.00000000000005円/人
愛知県	76位	0.00000000000002円/人
岐阜県	77位	0.00000000000001円/人
長野県	78位	0.000000000000005円/人
山梨県	79位	0.000000000000002円/人
東京都	80位	0.000000000000001円/人



関西広域連合について

- 1) 現在、奈良県は関西広域連合に部分参加しているが、広域医療分野においても参加するべきと考えるがどうか。
- 2) 将来的な視野に立った際、広域産業分野においても参加すべきであり、更には他の府県と同様に全7分野に参加すべきと考えるがどうか。

◎広域連携で十分と検討しづらい県行政(知事)、連合では広域医療分野において関西全体を四次医療圏と位置付けているにも関わらず、また万博開催が決定した今、広域産業分野においても参加すべき状況であるのは明らか、残された道は県体制を変えるしかないのか...



関西広域連合の概要

リニア中央新幹線の概要

四次医療圏 (広域医療圏)

三次医療圏 (広域医療圏)

二次医療圏 (広域医療圏)

一次医療圏 (広域医療圏)

広域産業分野からのアプローチ

広域医療分野からのアプローチ

県議会議員報酬削減による削減額について

議員報酬を1割削減し、その削減額は累計で約1億4千万円であったが、県知事を含め県行政において、いかなる取組を行い県政に反映できたのか。

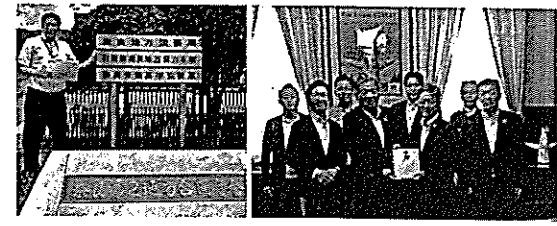
◎今年の10月から消費税増税が行われる見込、財源が足りないから増税するはずなのに、その傍らで人件費を増やそうとする動きがあるのでそれを諫め、削減額については少子化対策や教育関連予算に見る形で予算を調整(知事権限)する試みを要望した。

知事報酬 10%削減後は109万円…都道府県知事の中で39位支給割合では11位。退職金は35,487,648円…全国で22位

※1. 月額報酬を下げて、退職金で取り返していると思われる方も仕方ない。

※2. 加えて特別職の期末報酬は月額報酬削減後も上がり続けている。

【ご注意下さい】奈良県議会議員月額報酬削減は今任期のみの条例内容です。継続するには改めて制定する必要がありますのでご注意下さい。

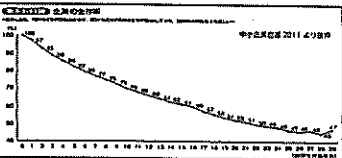


県議会・会派：日本維新の会4名で150万円(一人37.5万円)の被災地へ義援金を送りました。その理由は... 議員報酬が1割削減されてから、その裏では期末報酬の支給割合を上げ続ける特別職。これに対し維新の会は反発。増額分を供託後、被災地への義援金と致しました。

起業支援について

県の産業・雇用を活性化させるため、特に奈良県内での起業を促していく事を目的とし、これまでの支援制度を見直し、中高年世代を中心としたより積極的な支援策が必要と考えるがどうか。◎早速に申し上げて、県は金貸しのマナ事を止め、どうせ出すなら起業成功率の観点から、弁護士・税理士、社労士等の顧問料への補助とした方がよいと提言、加えて貸倒れがそのまま県の損失(県民の負担)となっていること、そして金融機関から優良な貸付先を奪っているとの観点からも貸付金貸付ではなく、県でしかできない支援を行い生きたお金の使い方とは何かを議論しましたが、県としては貸付金制度を継続させ、専門家としての支援は国が設置している無料のよろず相談所に対応すると回答。これに対し、無料で相談に乗って貰う事と契約を交わして顧問料を支払い、指導して貰うのは大きな違いがある、と意見が激しく対立した。

【企業存続率は3割】10年で約3割が倒産、20年で約5割が倒産。廃業する際には多額の負債を抱えている事が多い。



本質問に際し、多くの弁護士・税理士・社労士・行政書士・金融関係に携わられている方々からご賛同のみならず、ご助言まで頂きましてこの場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

本県の備蓄物資について

奈良県の備蓄物資における方針として、近隣府県以上に自助と共助の周知を徹底する対応が急務であると考えているがどうか。◎本県備蓄物資の現状を例に議論を交わす、県はローリングストック法を活用すべきというのが実際には普及啓発がしきれていない事を指摘、反対に地元自主防災会で生駒市の助成金を利用してローリングストック事例を紹介、また県で行っている防災士養成講座に加えて後のフォローアップを通じて自主防災会から各個人までの備蓄物資の在り方について議論を交わした。

※1	一人当たり費用	16.68円
※2	一人当たり費用	0.0125円
※3	一人当たり費用	313円

ローリングストック法の概要



後援会会長 MESSAGE 相田 淳司

【夢を託せる人を選ぶ】私たちの生活をより良く、住み易くする為には私たちの望みを叶える手段としての選挙で、夢を託せる人を選ぶ必要があります。選んだ議員が地域住民と密着して、国会議員は国の為に、県議会議員は県の為に身を投じて改革の為に提言と活動をどれだけしたかを正しく評価しなければなりません。【佐藤みつり】はゆるぎない信念を持って県議会刷新の為「県議会議員報酬1割削減」・「議員定数44→43人」を成し遂げました。今後も県議会刷新と奈良県の将来の発展に皆さまと一緒に取り組んで参りますので、皆さまのご理解をお願い申し上げます。

2025年 大阪万博開催決定!!

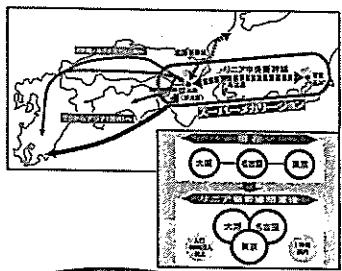


【議員の在り方、議会の在り方、そして行財政の在り方を今一度問う、今やらずしていつやるのか、いつ成すのか】

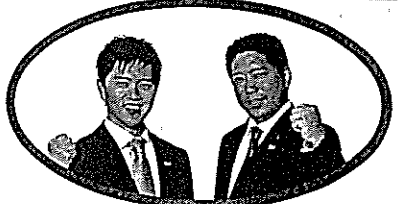
【万博イノベーション】
ついにベールを脱ぐか！大阪都構想の真の目的・・・
去り行く時代にしがみつくな、新時代を切り開くか！
まさに関西こそ台風の目！“その時、奈良県は・・・”



【スーパー・メガリージョン構想】
関東圏・中部圏・関西圏の三大都市圏を軸とした計画が進行中！
既に府県単位で考える時代でなく、圏での取組みが求められる。
しかし、奈良県だけが【関西広域連合】に全面参加をしていない。
奈良県は関西圏一員として、立ち位置と役割を再認識すべき時。



【3つの利】 を徹底して追求し続けます。
1つ. 未来への政策提言と政策実現
2つ. 福祉・医療・教育への充実施策
3つ. 身を切る改革での行財政改革



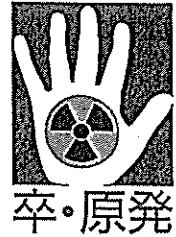
奈良県議会、会派: **テコノ原理で**
日本維新の会が主導した改革

議員報酬 1割削減! (約1億4千万円の削減効果)

議員定数 44→43 (平成31年4月統一地方選挙から)

政務活動費 後払を提案 (住民目線で議会改革中)

消費税増税は凍結で
増税



殺処分ゼロを目指す!



住民に軸足をのいた、住民目線での当たり前の政治を!

●月～土曜日の間、事務所を開けております。
皆様のお声・思いをお受けする場になれば幸いです。

発行責任者 **佐藤みつのり**

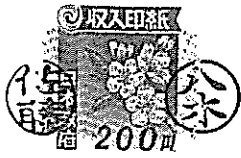
〒630-0201 奈良県生駒市小明町 5 5 6 - 3
Tel: 0743-25-4675 / Fax: 0743-25-2489
URL: www.mitsunori-sato.com
E-mail: mitsunori_satou1974@yahoo.co.jp

南田原交差点 4
くら寿司 ユニクロ
キリン堂
ガスト 佐藤みつのり事務所
ジョーシン 「小明(こしみょう)」交差点
至 東生駒駅
国道168線沿い、「小明」交差点角。

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	平成 30 年 5 月 30 日 他				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動（政党支部へのリンク等）の比率により 1/2 按分				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告 ・県民への意見募集 ・議会中継サイトへのリンク掲載 等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	維持管理費	八木友代	30,000 円	更新料 (4~6 月分)	46
	維持管理費	八木友代	30,000 円	更新料 (7~9 月分)	133
	維持管理費	八木友代	30,000 円	更新料 (10~12 月)	219
	維持管理費	さくらインターネット	1,569 円	サーバー料 (1 月~ 3 月 28 日分)	237
	支出額合計 91,569 円 ※ 50% 充当 (3 月分を除く) 33.3% 充当 (3 月分のみ) 45,703 円 充当				
備考	ホームページアドレス : http://www.mitsunori-sato.com/ 添付資料 Web サイト管理・更新業務の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



契約書

佐藤みつのり事務所御中

八木友代(フリーランス)

〒630-0241 奈良県生駒市松美台 19-37

自宅 TEL : 0743-73-6500 携帯 TEL : [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

以下、「佐藤みつのり事務所」様を「甲」と記し、「八木友代」を「乙」と記します。

● 契約内容

Web サイト管理・更新業務

「佐藤みつのり コミュニケーション Web サイト」

<http://www.mitsunori-sato.com/>

- ・ 期間
2018年4月1日～2019年3月31日
- ・ 費用
各1ヶ月間 10,000円

乙は甲の上記期間、甲の Web サイトの管理・更新業務を随時行います。

お支払い方法

銀行振り込みにて。3ヶ月毎とさせていただきます。

甲記名 佐藤 光紀 [REDACTED]

乙記名 八木 友代 (八木) 印

以上

ホームページ維持契約書

Subject: お申し込み受付完了のお知らせ [ens32661]

From: [REDACTED]

To: [REDACTED]

Date: 2019/1/8, Tue 11:30

このメッセージはさくらインターネットのサービス登録システムより自動送信されています。
お心当たりのない場合は、他の方がメールアドレスを間違えて登録された可能性がございます。
その際には、誠にお手数ですが本メールへの返信にてご連絡ください。

佐藤 光紀 様

この度は、さくらインターネットのサービスをお申込みいただきまして誠にありがとうございます。
お客様からのお申し込みを受付けましたので、ご連絡いたします。

◎ 会員登録情報

会員ID : [REDACTED]
ご契約者名 : 佐藤 光紀 様
電子メール : [REDACTED]

◎ サービス情報

サービス名 : さくらのレンタルサーバスタンダード
サービスコード : 113100089483
お申込日 : 2019/01/08

※以下の会員メニューよりお申込み状況が確認いただけます。

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/>

会員IDとパスワードをご入力の上、ご利用ください。

■お支払い方法について

- ・銀行振込をご選択の場合、30分以内にご請求内容案内メールが送信されます。
- ・請求書払いをご選択の場合、請求書を郵送いたします。
請求書到着後、お支払いをお願いいたします。

- ・銀行振込、請求書払いをご利用の場合は、支払期限までにご入金がないと自動的にキャンセルとなります。
- ・クレジットカードをご選択の場合
「[さくらインターネット]【新規お申込み】クレジットカードによるお支払確認について」メールをお送りします。

■約款・個人情報の取扱いについて

基本約款、以下のサービス約款および個人情報の取扱いについてに同意することがサービス利用の前提条件となります。利用開始の前に以下を必ずご確認ください。

基本約款：[https://www.sakura.ad.jp/agreement/\[a\]yakkan0_kihon.pdf](https://www.sakura.ad.jp/agreement/[a]yakkan0_kihon.pdf)

レンタルサーバサービス約款：[https://www.sakura.ad.jp/agreement/\[a\]yakkan1_rentalserver.pdf](https://www.sakura.ad.jp/agreement/[a]yakkan1_rentalserver.pdf)

個人情報の取扱いについて：<https://www.sakura.ad.jp/privacy/statement/>

■ 会員情報の変更について(会員メニュー)

ご契約の際にご登録いただいた住所や電話番号、メールアドレスなどに変更がある場合、以下URLの会員メニューよりお客様ご自身にて手続きいただけます。

《 会員メニュー - お客様情報の確認と変更 》

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/member.php>

ご不明な点やご質問等ございましたら、本メール返信にてお問い合わせください。

今後ともさくらインターネットをよろしく願いいたします。

—— さくらインターネット株式会社 カスタマーセンター ——

■Twitterサポート

https://twitter.com/sakura_ope

■サポートサイト

<https://help.sakura.ad.jp/>

■電話・メールによるお問い合わせ

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052622>

電話受付時間：平日 9:45 - 18:00(土日祝、当社指定休日は休み)

メール受付時間：10:00 - 18:00(土日祝営業、当社指定休日は休み)

Subject: [さくらインターネット][お申込み]ご請求について [請求書No.18898631]

From: [REDACTED]

To: [REDACTED]

Date: 2019/1/8, Tue 11:40

このメッセージはさくらインターネットのサービス登録システムより自動送信されています。
お心当たりのない場合は、他の方がメールアドレスを間違えて登録された可能性がございます。
その際には、誠にお手数ですが本メールへの返信にてご連絡ください。

佐藤 光紀 様 [REDACTED]

さくらインターネットのサービスをお申込みいただきありがとうございます。

お申込みいただきましたサービスの利用料金について、以下のとおり請求させていただきます。

下記の金額および料金の振込先をご確認いただき、期限までにお支払いいただきますよう、お願い申し上げます。

■ ご請求内容 ■

お申込日 2019年01月08日
お支払期限 2019年01月22日

お申込者 佐藤 光紀 様
会員ID [REDACTED]
請求書番号 18898631
請求金額 6,171円 (内消費税額 456円)

詳細は、以下会員メニューよりご確認ください。

▼会員メニュー 請求明細情報

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B2010&billno=18898631>

《 料金の振込先 》

以下振込先口座へお振込みください。

振込先口座:三井住友銀行 [REDACTED]
口座名義 :サクラインターネット(カ)

- ・振込手数料はお客さまにてご負担ください。
- ・弊社では、会員IDごとに異なった振込先の口座番号を設けております。振込先口座番号と振込み人名義をもとに確認をお取りしておりますので必ず上記に指定の口座番号へ、ご契約者名義でお振込みください。
- ・ご契約者以外の名義でお振込みの場合、会員IDを付けてお振込みください。(ご契約者名義でお振込みいただけない場合は、確認が取れずに未納の扱いになることがあります。)

その他、銀行振込時の注意事項については以下URLにてご確認ください。

▼銀行振込時の注意事項

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/115000041561>

※本請求は、会員メニューよりクレジットカードでお支払いいただけます。
方法は以下URLをご参照ください。

▼クレジットカード即時決済の方法

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052802>

■ ご確認ください ■

※ 料金のお支払い後は、お申込みのキャンセルができません。
サービス内容をご確認の上、お支払いください。

※ ご利用開始までの所要日数の目安は、以下のURLをご参照ください。

▼ご利用開始までの目安

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206224341>

※ ご入金の確認に1~2営業日ほどかかる場合がございますので、支払期限をご確認の上、お早めにお支払いください。
支払期限日の1週間後までに弊社側でお支払いの確認が取れません場合

お申込みはキャンセル扱いとなります。

※ 毎月払いをご指定の場合、初回のみ2ヶ月分をご請求しております。
次回ご請求時はご契約期間が月末締めになるよう調整させていただくため
日割料金のご請求となる場合がございます。

※ 今回請求分のお支払方法は変更できません。
次回以降の更新費用請求についてお支払方法の変更をご希望の場合、初回
ご利用料金をお支払い後、会員メニューから変更いただけます。

▼サーバ系サービスの支払方法の変更

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206205301>

▼独自ドメインの支払方法の変更

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052692>

※ お支払いの際に金融機関から発行される控えは領収書となります。弊社では領収書は発行しておりませんので、大切に保管ください。

※ お支払金額に過不足などが生じた場合はメールまたは電話にてご連絡させていただくことがあります。過不足なくお支払いいただいた場合、お支払確認のメールはお送りしておりません。

お支払い状況の確認につきましては、会員メニューをご利用ください。

▼会員メニュー ～請求書一覧～

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B1010>

■ 会員情報の変更について

ご登録情報に変更がある場合は、会員メニューよりご変更ください。
手順については以下に記載のマニュアルをご参照ください。

▼登録情報の確認・変更

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206205311>

ご不明な点やご質問等ございましたら、本メール返信にてお問い合わせください。

今後ともさくらインターネットをよろしく願いいたします。

—— さくらインターネット株式会社 カスタマーセンター ——

■Twitterサポート

https://twitter.com/sakura_ope

■サポートサイト

<https://help.sakura.ad.jp/>

■電話・メールによるお問い合わせ

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052622>

電話受付時間 : 平日 9:45 - 18:00 (土日祝、当社指定休日は休み)

メール受付時間: 10:00 - 18:00 (土日祝営業、当社指定休日は休み)

平成30年度事務所状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 生駒市小明町 556-3 コーポもりおか 102号 電話 0743-25-4675 延べ床面積 19 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森岡健) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 9 時間 (a) うち政務活動使用時間 4.5 時間 (b) $(b)/(a) = 4.5 / 9 \rightarrow$ 按分率 $1/2$ 3月のみ 3/9 (3月のみ按分率 1/3)
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 $1/2$ (3月のみ 1/3) (按分率の考え方: 時間按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 $1/2$ (3月のみ 1/3) (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 $1/2$ (3月のみ 1/3) (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	平成31年3月29日～31日は選挙期間の為、政務活動費は充当しない

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

店舖用

名称 五式ビル第1102号店舖

借主 佐藤 光 社長

契約日 平成 27年 2月 11日

貸借契約書

貸主 森岡健 (以下、甲という) と
借主 佐藤光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件(以下、
本質貸物件という)を乙が賃借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本質貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用 途 : 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、
この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 64,800 円也(内、4,800円・消費税 8%)とし、
毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口
座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄と
し、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

乙は本契約の保証金として、金 600,000 円也を甲へ預託する。
但し、乙は保証金をもって賃料その他等甲に対する支払いに充当すること
は出来ない。尚、保証金には利息をつけず、又担保、質入することとはで
きない。

【第4条】

本契約期間を、平成 27 年 2 月 1 日より平成 29 年 1 月 31 日迄の
2 年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新する
ことが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ① この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ② 甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③ 本賃貸物件の全部又は一部を転賃もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④ 本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤ 風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無断、何等理由なく不必要に当建物内に入出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ① 乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時、延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ② 乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③ 乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④ 無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤ その他この契約に違背する行為があつたとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ① 震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ② 甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③ 理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付属する弁償問題。
- ④ 甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払ひ中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

火災の場合、甲は至急建物修復に努力するも、乙は、類焼を理由に賃料・共益費・付加使用料等の減額、又は免除を申し出ることとは出来ない。尚、乙が、類焼を理由に明け渡しを希望し、保証金の返還を求めたる時は、10ヶ月以内の猶予期間をおき、第22条の規定により返金する

【第21条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、各義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第22条】

乙が本物件を甲に返還する場合は造作、設備、什器備品、看板等の処分に關し甲の指示通りに行なったときに限り、甲は保証金600,000円より、300,000円を引き（未収金、未清算金がある場合はこの金額を差し引き）300,000円を明渡日より3ヶ月以内に返還するものとする。

【第23条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第24条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第25条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第26条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくはは各目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した未履記載の鍵、本契約書を返却する。

【第27条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第28条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- ⑤ 本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。
- ⑥ 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。
- ⑦ 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。
- ⑧ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。
- ⑨ 本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第29条】

借主の連帯保証人 [redacted] は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産したとき借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第30条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第31条】

この契約に起因する紛争に關し、訴訟の提起等裁判上の手続をしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第32条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

- ① 本物件は、契約締結時の現状有姿（スケルトン）にて賃貸借するものとする。
- ② 1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
- ③ 乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
- ④ 犬、猫等の動物類は飼わないこと。
- ⑤ 法令の施行により消費税に増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

- ⑥ 本物件は平成27年2月から4月迄の期間だけ賃貸借するものとするが、乙が継続して賃借することを申し出た場合、甲はそれに応じるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し各自記名捺印の上1通を保有する。

賃貸条件

賃料	月額 64,800円 (内 4,800円8%税)
共益費	賃料を含む
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費
合計	月額 64,800円也 (内 4,800円8%税)

保証金	600,000円
解約引	300,000円

【物件の表示】

*所在地: 奈良県生駒市小町556-3
 *建物名称: コーポもりおか 102号店舗
 *建物構造: 鉄骨ALC造 3階建の1階部分
 *専有面積: 19㎡ (約5.5坪)

平成 年 月 日

奈良県生駒市小町560-3

【貸主】住所

森岡 健

氏名

TEL

鍵NO KAWAKAMI K759 (シャッター) 合計 1本

受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

佐藤 光紀

賃借人

【借主】住所

氏名

TEL

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	
口座名義	森岡 健 (モリオカ タケシ)

【連帯保証人】住所

氏名

TEL

【仲介人】

【取引主任者】

NO. 5

ニシグチ第1モータープール No.2 → No.5

駐車場貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行 (銀行コード 0162)

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコマビルサービス株式会社
(エウキョウ ヨウゼンヨウ イコマビルサービス㈱)

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びスタッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条項に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の關係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災竊姦その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

* 本契約区画は2017年11月1日付にてNo. 2からNo. 5に区画変更するものとする。

2017年10月17日

【賃貸人】

(甲) 住所： 生駒市小町794番地

氏名： 株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所： 生駒市谷田町876番地

氏名： イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲 壘 幸 治

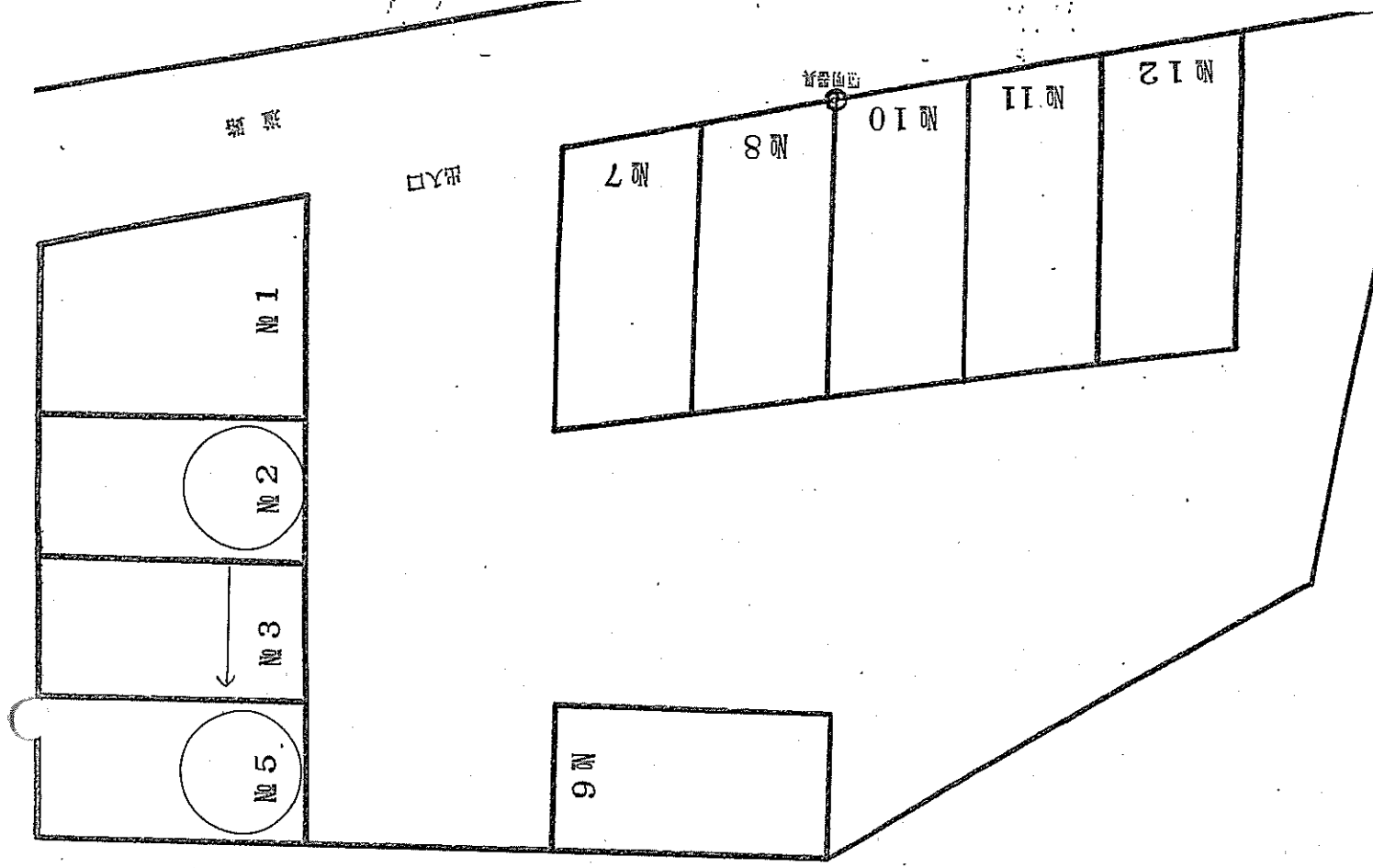
TEL : (0743) 75-2885 (代)

【賃借人】

(乙) 住所： XXXXXXXXXX

氏名： 佐藤 光紀

TEL: 0743-25-4675



ニシグチ第一ビル



410 6

ニシグチ第1 モータープール No. 6

駐車場貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行 (銀行コード 0162)

口座番号

口座名義：駐車場専用 イコマビルサービス株式会社
(イコマビル サービス)

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と

佐藤 光紀 (以下乙という) との間、下記駐車場施設
(以下駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名称：ニシグチ第1モータープール

* 所在地：生駒市小町5 4 6 番地 5

* 駐車場区画：第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号： 無 指 定

* 車 名： _____

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年11月 1日から2018年10月31日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の關係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

2017年10月14日

【 賃 貸 人 】

(甲) 住 所： 生駒市小町794番地

氏 名： 株式会社 ニシグチ

代表取締役 西 口 豊

【上記代理人兼管理者】

住 所： 生駒市谷田町876番地

氏 名： イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲 埜 幸 治

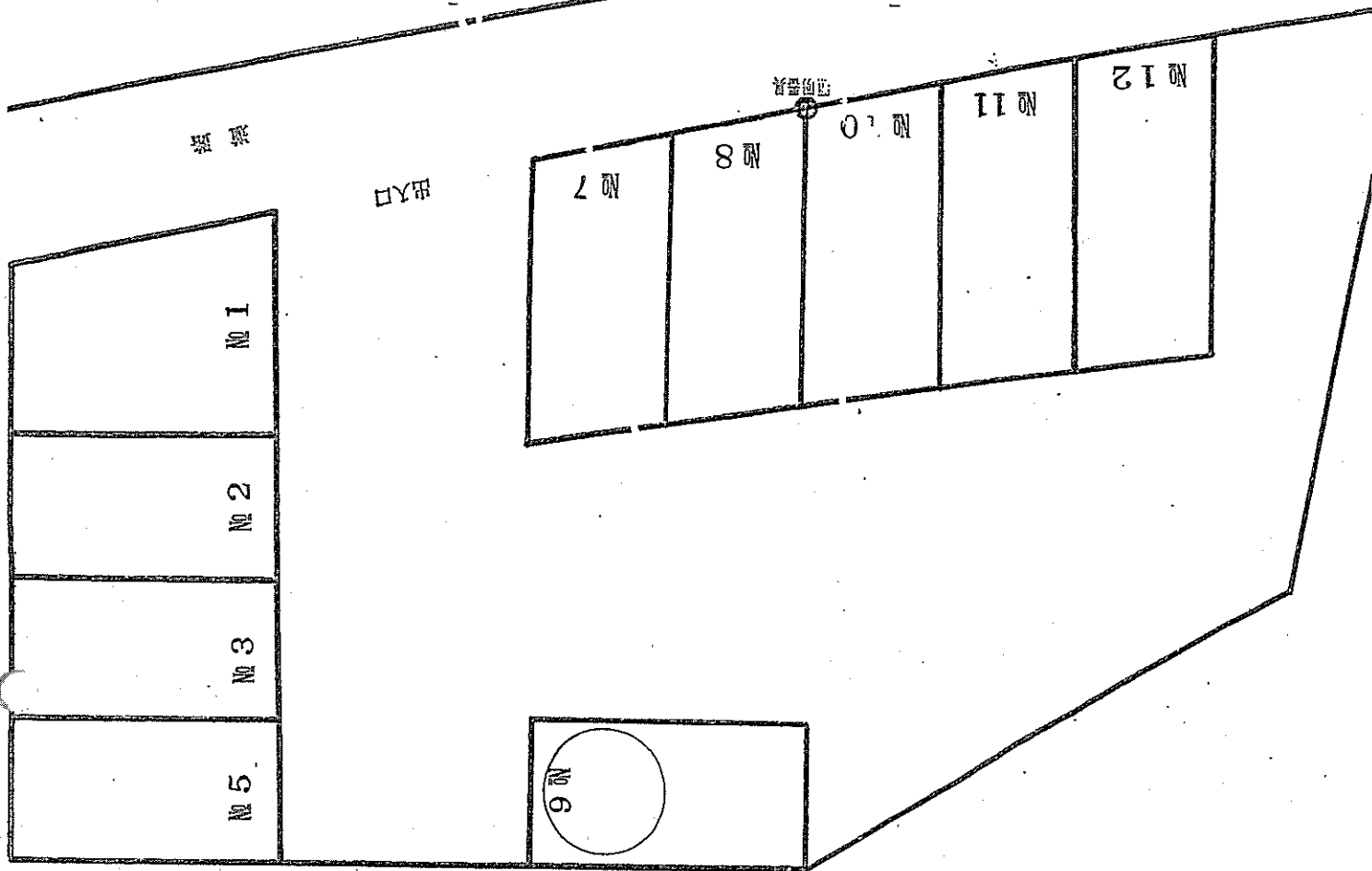
TEL : (0743) 75-2885(代)

【賃 借 人】住 所： XXXXXXXXXX

氏 名： 佐藤 光紀

TEL: 0743-25-4675

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



イコマ第1駐車場

駐車場賃借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 1作藤光紀 (以下乙という)との間に下記駐車場施設 (以下駐車場という) の賃借借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

- * 名称：ニシグチ第1モータープール
- * 所在地：生駒市小町546番地の5
- * 駐車場区画：第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号： _____

* 車名： _____ 照指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成 27 年 2 月 / 日 から平成 28 年 / 月 3 / 日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

- (1) 質料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者にて参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納質料は返却しない。新規契約の場合の質料は、日割り計算とする。
- (4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来なないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかかきに違反した時は、甲は何等の通知報告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することと出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めさせた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類等その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に關し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

平成 年 月 日
27. 1. 29

賃 貸 人 住 所：生駒市小町794番地
(甲)

氏 名：株式会社ニシノグチ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者
住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサーピス株式会社
代表取締役 仲 塾 幸 治

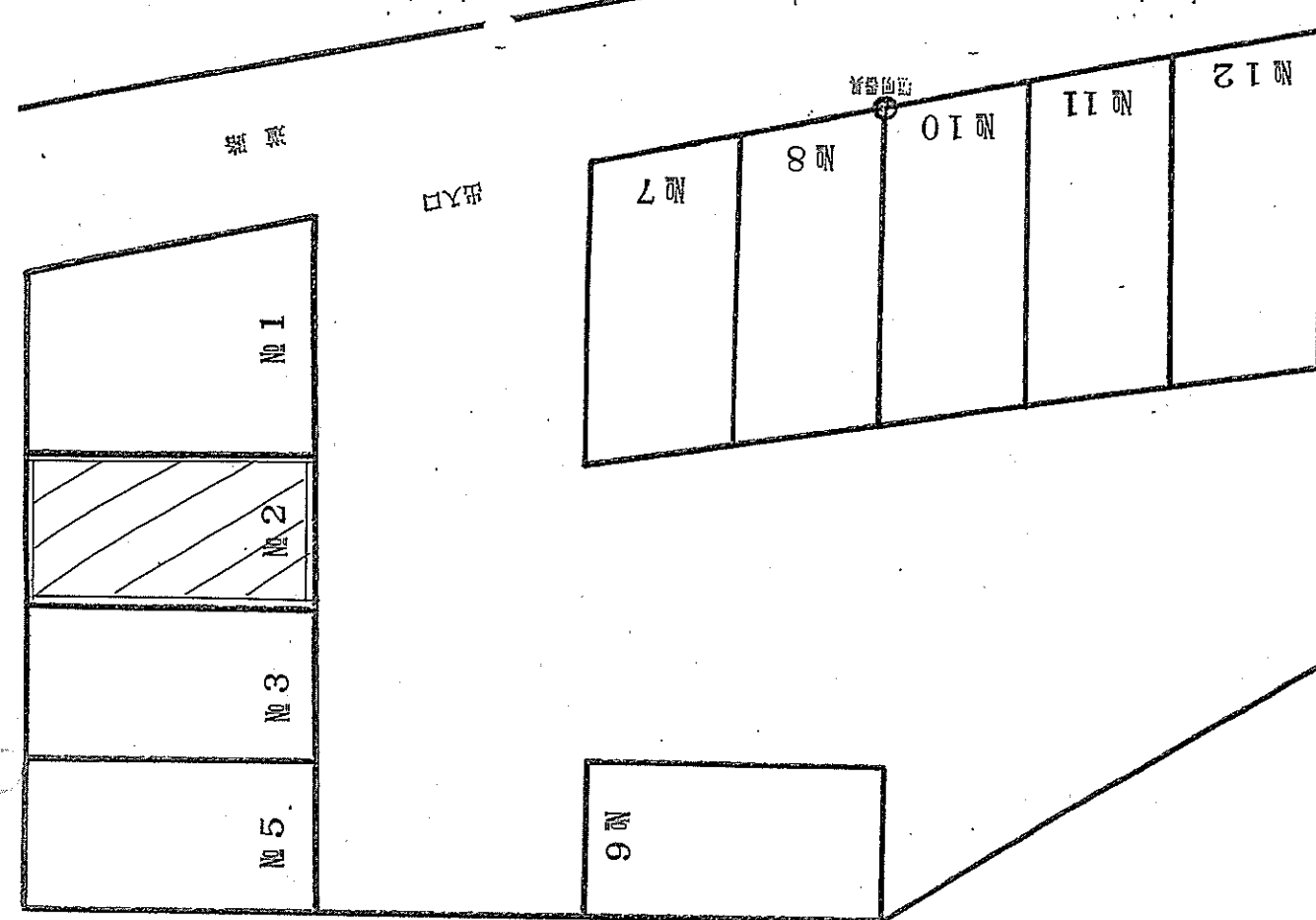
TEL：(0743)75-2885 (代)

賃 借 人 住 所：
(乙)

氏 名：佐藤 光紀

TEL：
携 帯：

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシノグチ第1ターミナル

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
小倉 光弘 (以下乙という) との間、下記駐車場施設 (以下
駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自 1 通を保有
する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名 称：ニシグチ第1モータープール
* 所 在 地：生駒市小町5 4 6 番地5
* 駐車場区画：第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号： 無指定

* 車 名： _____

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月 3日から2018年10月 2日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 解約については月未解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びスタッカー一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

平成 29 年 10 月 2 日

【賃貸人】

(甲) 住所： 生駒市小町794番地

氏名： 株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所： 生駒市谷田町876番地

氏名： イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲埜 幸治

TEL : (0743) 75-2885(代)

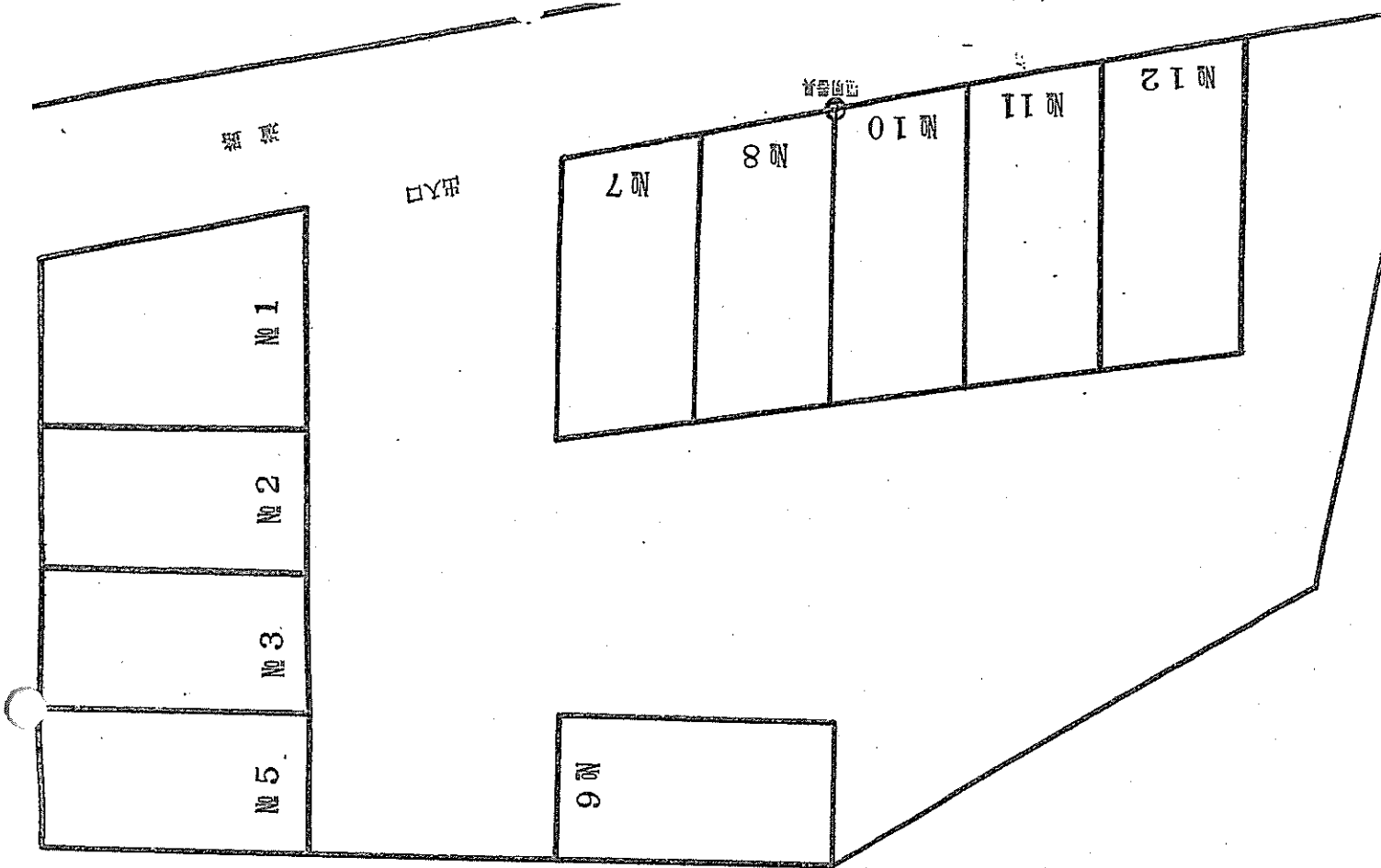
【賃借人】

(乙) 住所： [Redacted]

氏名： 佐藤 光紀

TEL : 0743-73-5874

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ第1モータープール

覚 書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

記

【特約条項】

* 駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 6
[変更後区画] No. 11

2017年10月10日

(甲) 住所：生駒市小明町794番地
氏名：株式会社 ニシグチ
代表取締役 西 口 豊

(上記代理人兼管理者) 住所：生駒市谷田町876
氏名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治



(乙) 住所：[Redacted]
氏名：佐藤 光紀

【駐車場の表示】

所 在：生駒市小明町546番地5
名 称：ニシグチ第1モータープール

以上

生駒市信用金庫印紙

持せん。

2日迄の
時は、契約

あらかじめ

目的に使用

することが

賃貸し、乙は

車場施設 (以
上1通を保有

駐車場賃貸借契約書

株式会社ニシダチ (以下甲という) 佐藤 光紀 (以下乙という)
との間に下記駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称: ニシダチ第1モータープール
* 所在地: 生駒市小町546番地の5
* 駐車場区画: 第12号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号: _____

* 車名: 無指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成27年1月26日から平成28年1月25日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

(1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。

(2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。

(3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。

(4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

(1) 質料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。

(2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。

(3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納質料は返却しない。新規契約の場合の質料は、日割り計算とする。

(4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

(1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。

(2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びスタック一代金は別途申し受けるものとする。

(3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

(1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。

(2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来な
いものとする。

(3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

(1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。

(2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。

(3) 乙は、甲が駐車場の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認め
てした指示に従わなければならない。

(4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。

(5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

賃 貸 人
(甲) 住 所：生駒市小町794番地

氏 名：株式会社ニシグチ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者
住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサービズ株式会社
代表取締役 仲基 幸治

TEL：(0743) 75-2885 (代)

賃 借 人
(乙) 住 所：

氏 名：

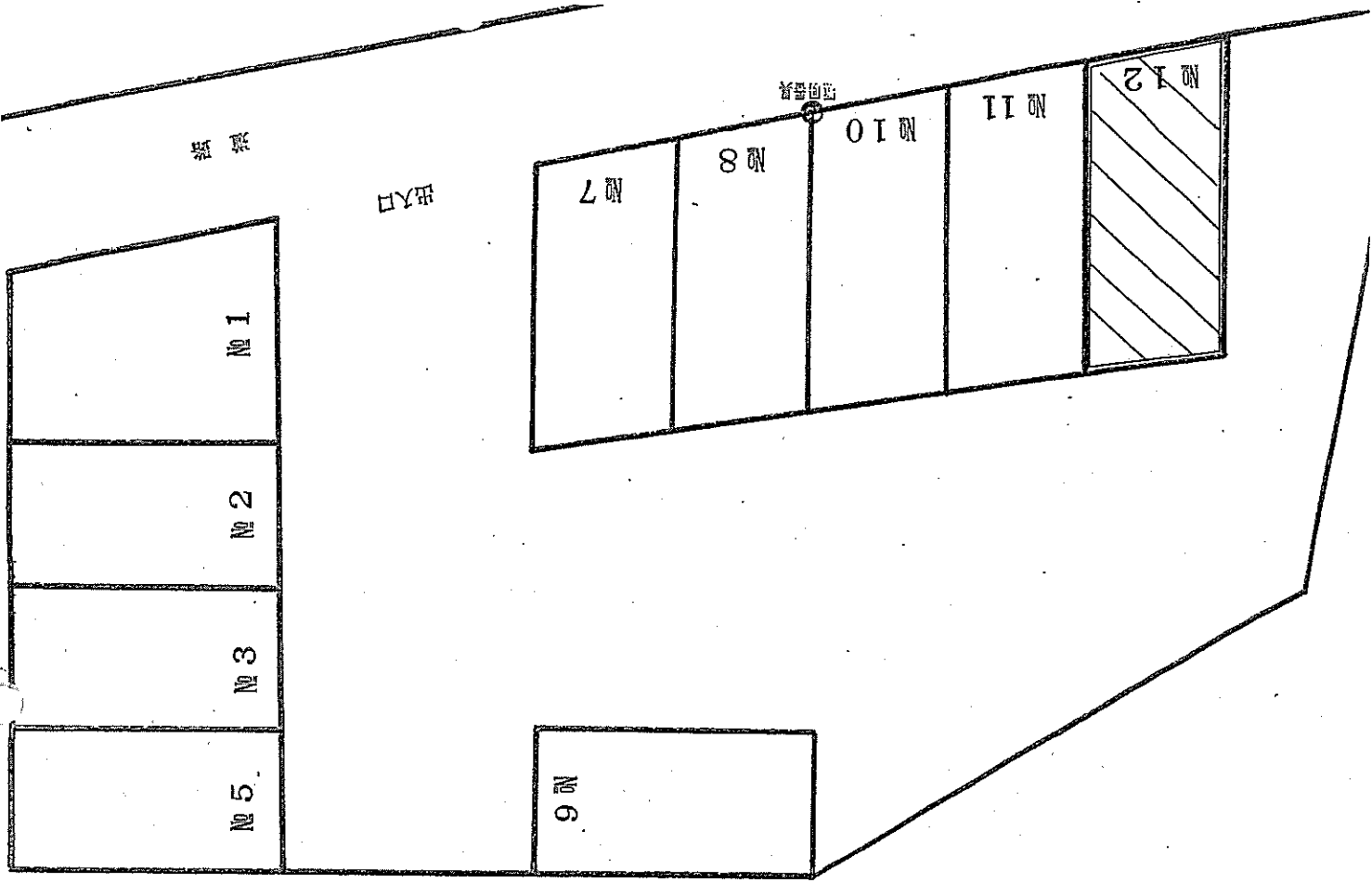
佐藤光紀

TEL：
携 帯：

平成 年 月 日
27. 1. 26



ニシグチ第1ビルターナル



本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

平成30年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	平成30年 4月 1日～平成31年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連秘書
⑤給料(賃金)	180,000 円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動+後援会活動 → 按分率 1/2 政務活動+後援会活動+政党活動 → 按分率 1/3 (3月のみ)
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	平成31年3月29日～31日は選挙期間の為、政務活動費は充当しない

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

政務活動補助業務賃金台帳(平成30年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2018/4/1

労働日数	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		賃与1		賃与2		合計
	23	207	21	189	22	198	23	207	24	216	25	225	26	234	27	243	28	252	29	261	30	270	31	279	32	288	33	297	
労働時間数	207	189	21	189	22	198	23	207	24	216	25	225	26	234	27	243	28	252	29	261	30	270	31	279	32	288	33	297	2,412
時間外労働																													0
休日労働																													0
深夜労働																													0
基本給	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	2,160,000	
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	2,160,000	
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	2,160,000	
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	6,480
社会保険料合計	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	6,480
課税対象額	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	2,153,520	
所得税	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	48,600	
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	4,590	55,080	
差引支給額	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	175,410	2,104,920	
領収印																													

注1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

平成30年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	平成30年 4月 1日～平成31年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	900 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動+後援会活動 → 按分率 1/2 政務活動+後援会活動+政党活動 → 按分率 1/3 (3月のみ)
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	平成31年3月29日～31日は選挙期間の為、政務活動費は充当しない

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	平成30年 4月1日から 平成31年 3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input checked="" type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 (<input type="radio"/>)		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 休憩 1時間		
休日	<input checked="" type="radio"/> 土 <input checked="" type="radio"/> 日 <input checked="" type="radio"/> 祝日 <input checked="" type="radio"/> 年末及び年始 <input checked="" type="radio"/> お盆 <input type="radio"/> その他 (<input type="radio"/>)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 (<input type="checkbox"/>)		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 900円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">平成30年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 佐藤光紀 </div> <div style="text-align: center;"> 被雇用者 [REDACTED] </div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(平成30年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別		雇入年月日		2018/4/1						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	21	16	21	20	15	21	18	20	18	14	22	20			226
労働時間数	134.0	84.5	112.5	109.5	88.5	119.0	98.0	119.5	98.5	84.5	150.0	153.0			1,352
時間外労働															0
休日労働															0
深夜労働															0
基本給	120,600	76,050	101,250	98,550	79,650	107,100	88,200	107,550	88,650	76,050	135,000	137,700			1,216,350
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税合計	120,600	76,050	101,250	98,550	79,650	107,100	88,200	107,550	88,650	76,050	135,000	137,700			1,216,350
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給額	120,600	76,050	101,250	98,550	79,650	107,100	88,200	107,550	88,650	76,050	135,000	137,700			1,216,350
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
雇用保険保険料	362	228	304	296	239	321	265	323	266	228	405	413			3,650
社会保険料合計	362	228	304	296	239	321	265	323	266	228	405	413			3,650
課税対象額	120,238	75,822	100,946	98,254	79,411	106,779	87,935	107,227	88,384	75,822	134,595	137,287			1,142,700
所得税	1,750	0	720	640	0	1,030	130	1,130	130	0	2,460	2,610			10,600
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
控除額合計	2,112	228	1,024	936	239	1,351	395	1,453	396	228	2,865	3,023			14,250
差引支給額	118,488	75,822	100,226	97,614	79,411	105,749	87,805	106,097	88,254	75,822	132,135	134,677			1,202,100
領収印	[Redacted]														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

平成30年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	平成30年 4月 1日～平成31年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	786 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) 10月4日～811円
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2 政務活動 + 後援会活動 + 政党活動 → 按分率 1/3 (3月のみ)
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	平成31年3月29日～31日は選挙期間の為、政務活動費は充当しない

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	平成30年 4月1日から 平成30年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (第1・3土曜日) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <u>その他</u> (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 786円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">平成30年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">雇用者 佐藤光紀</div> <div style="text-align: center;">被雇用者 [REDACTED]</div> </div>			

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	平成30年 10月1日から 平成31年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (第1・3土曜日) 休憩1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <input checked="" type="radio"/> その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 786円 (10月4日~811円) 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">平成30年 10月 1日</div> <div style="text-align: center;"> 雇用者 佐藤光紀 被雇用者 [REDACTED] </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(平成30年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日		2018/4/1									
	〒	市町村	年	月		年	月										
労働日数	2	3	1	3	1	3	5	9	10	11	12	1	2	3	7	10	198,036
労働時間数	10	15	5	15	10	15	20	34	24.5	41	47						247
時間外労働																	0
休日労働																	0
深夜労働																	0
基本給	7,860	11,790	3,930	11,790	7,860	7,985	16,220	27,574	19,869	33,251	38,117						198,036
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(賦税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	7,860	11,790	3,930	11,790	7,860	7,985	16,220	27,574	19,869	33,251	38,117						198,036
非課税合計	7,860	11,790	3,930	11,790	7,860	7,985	16,220	27,574	19,869	33,251	38,117						198,036
総支給額	7,860	11,790	3,930	11,790	7,860	7,985	16,220	27,574	19,869	33,251	38,117						198,036
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	7,860	11,790	3,930	11,790	7,860	7,985	16,220	27,574	19,869	33,251	38,117						198,036
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	7,860	11,790	3,930	11,790	7,860	7,985	16,220	27,574	19,869	33,251	38,117						198,036
領収印	[Redacted]																

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

平成30年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	平成30年 4月 1日～平成31年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	786円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) 10月4日～時給811円
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2 政務活動 + 後援会活動 + 政党活動 → 按分率 1/3 (3月のみ)
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	平成31年3月29日～31日は選挙期間の為、政務活動費は充当しない

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	平成30年 4月1日から 平成30年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム 派遣職員 その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (第1・3土曜日) 休憩1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <input checked="" type="radio"/> その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 786円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">平成30年 4月 1日</div> <div style="text-align: center;"> 雇用者 佐藤光紀 被雇用者 [REDACTED] </div>			

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	平成30年 10月1日から 平成31年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 () <input type="radio"/>		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (第1・3土曜日) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 () <input type="checkbox"/>		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 786円 (10月4日~811円) 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">平成30年 10月 1日</div> 雇用者 佐藤光紀 被雇用者 [REDACTED]			

平成30年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	平成30年 12月 1日～平成31年 3月 31日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料(賃金)	811円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2 政務活動 + 後援会活動 + 政党活動 → 按分率 1/3 (3月のみ)	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考	平成31年3月29日～31日は選挙期間の為、政務活動費は充当しない	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	平成30年 12月1日から 平成31年 3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	13:00~17:00 (不定期)		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <u>その他</u> (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 811円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">平成30年 12月 1日</div> <div style="text-align: center;"> 雇用者 佐藤光紀 被雇用者 [REDACTED] </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(2018年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2018/12/1

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数									3,244	1					2
労働時間数									3,244	4					8
時間外労働															0
休日労働															0
深夜労働															0
基本給									3,244	3,244					6,488
時間外手当															0
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)															0
課税合計									3,244	3,244					6,488
非課税合計									3,244	3,244					6,488
総支給額									3,244	3,244					6,488
健康保険料									0	0					0
介護保険料									0	0					0
厚生年金保険料									0	0					0
雇用保険保険料									0	0					0
社会保険料合計									0	0					0
課税対象額									3,244	3,244					6,488
所得税									0	0					0
市町村民税									0	0					0
控除額合計									0	0					0
差引支給額									3,244	3,244					6,488
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

国税 取期金 資金

給与所得・退職所得等の
所得税徴収高計算書(写)

領収証書

32399

平成 30

奈良

税務署番号 00036410

税務署使用欄 110

整理番号 03125397

区分	支払年	月	日	人	員	額	税	額
俸給・給料等	30	01	06	24	1557666	19030		
賞与(賞与控除)								
日雇労働者の 賃金								
退職手当等								
税理士等の 報酬	30	01	31	1	43200	4084		
役員賞与								

納期等の区分
平成 年 月
自 30 01
至 30 06
支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領
金庫 日
内 証 券

住所 630-0201 (電話番号 - -)
生駒市小明町
556-3-102
氏名 佐藤 光紀
様(当中)

国庫金 納期特例分

摘要

年末調整による 不足税額	
年末調整による 超過税額	▲
本 税	23114
延 滞 税	
合 計 額	¥23114

(領収日付印)
出納(3)
30.7.9
南都・大阪

◎日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

左記の合計額を領収しました

03401 110 03125397

政務活動費 葉書・レターパック、切手受払簿(平成30年度)

議員名:佐藤光紀

日付	会計帳簿番号	葉書・レターパック			切手			送付内容	送付先
		単価	枚数	購入金額	単価	枚数	購入金額		
1月27日	247				82	5	410	県政報告会案内状	一般県民
年度計					82	5	410		

注 1 年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出するものとする。
 2 切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することとする。
 3 送付内容、送付先を必ず記載すること。